

(注) 法的効力を有するのはインドネシア語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはインドネシア語の法令を参照してください。

日本アセアンセンター 参考和訳



下記向けのインドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション原則と基準:

- (I) プランテーション栽培とプランテーション産品加工事業の統合型事業を行うプランテーション企業
- (B) プランテーション栽培事業を行うプランテーション企業
- (P) プランテーション産品加工事業を行うプランテーション企業

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム実施に関する  
インドネシア共和国農業大臣規定 号  
添付書類 I

No	原則	基準	指標	検証内容	検証比重		検証方法			評価規範
					義務	改善	文書レビュー	インタビュー	観察	
1	プランテーション事業の適法性遵守	1.1 土地の適法性								
		1.1.1 立地許可 活動実施ができる前に、プランテーション事業者が、県空間整備計画/都市空間整備計画に基づき10万分の1又は5万分の1の縮尺の地図を具備した上で県知事/市長/州知事/権限を有する官吏が発行した立地許可を有している。(I,B,P)	1. 10万分の1又は5万分の1の縮尺の地図を具備した上で県知事/市長/州知事/権限を有する官吏が発行した立地許可を有している。	1. 立地許可及び/又はその延長文書があり、示せなければならない(1993年以降に開墾した農園の取得の場合)。	✓		✓			満たしている 正当な文書がある場合  満たしていない 正当な文書がない場合
				2. 法令に基づき権限を有する機関が発行した立地許可がある。	✓		✓	✓		
				3. 1993年以降の立地許可の場合、5万分の1又は10万分の1又はその他の縮尺による立地許可地図がある。	✓		✓			
			2. 立地許可で示されうる土地が地域空間整備計画に基づく用途の土地である。	立地許可内の土地が立地許可発行時の地域空間整備計画に基づいている。	✓		✓	✓		満たしている 土地が地域空間整備計画に基づいている  満たしていない 土地が地域空間整備計画に基づいていない
			3. 立地許可保持者は、法令に基づき他者の権利と利害にある土地を収用する義務を負う。	立地許可有効期間中の土地収用記録がある。	✓		✓			満たしている 正当な文書がある場合  満たしていない 正当な文書がない場合

	1.1.2 土地の取得 転換生産林地区に由来するプランテーション用地は、環境林業省又は投資調整庁からの森林地区開放許可を有することが義務付けられる。(I,B,P)	1. 転換生産林地区に由来するプランテーション用地は、環境林業省又は投資調整庁からの森林地区開放許可を有することが義務付けられる。	転換が可能な森林地区に由来する用地に関連する用地の場合、関連機関からの森林地区開放許可がある。	✓		✓	✓		満たしている 正当な文書がある場合  満たしていない 正当な文書がない場合
		2. 転換生産林と制限生産林地区に由来するプランテーション用地とは、森林地区交換原則承認書を有することが義務付けられる。	1. 生産林と制限生産林地区に由来する用地の場合、代替用地に由来する森林地区決定書がある。	✓		✓	✓		満たしている 共有地由来の正当な文書がある場合  満たしていない 共有地由来の正当な文書がない場合
			2. 生産林と制限生産林地区に由来する用地の場合、申請した森林地区開放レターがある。						
			3. 交換森林地区として定められた森林代替用地は土地紛争があってはならない。						
		3. 慣習法コミュニティの共有地に由来するプランテーション用地は、法令に基づく土地の引き渡しと報酬に関し、共有権を保有する慣習法コミュニティが強制されることなく完全な情報に基づき話し合いと同意により取得することが義務付けられる。	1. 自由意思による事前の十分な情報に基づく同意を通じた合意がある。	✓		✓			満たしている 共有地由来の正当な文書がある場合  満たしていない 共有地由来の正当な文書がない場合
			2. 合意とフォローアップを政府が監督している。	✓		✓			
			3. 現行法令によりその存在が認められている限り、プランテーション用地が共有地に由来していない旨を示す文書。	✓		✓			

		1.1.3 地権 現行法令に基づく地権(事業権、建設権、使用権)を有している。(I,B,P)	1. 土地分野の法令に基づく面積の正当な地権(事業権、建設権、使用権)証書を有している。	1. 地権(事業権、建設権、使用権、)証書がある。	✓		✓	✓		満たしている 管理する農園面積に応じた正当な事業権文書を有している場合  満たしていない 管理する農園面積に応じた正当な事業権証書を有していない、又は事業権文書は有しているが、管理農園面積が事業権文書に記載の面積と合致しない場合
				2. 関連機関からの地権決定書がある。	✓		✓			
				3. 会社の所有移転がある場合には、地権名義の調整期間に留意しつつ、プランテーション事業者名と地権(事業権、建設権、使用権)保有者の名義の適合性	✓		✓			
				4. 用地利用及び/又は活用(プランテーション事業コモディティ)の種類、地権(事業権、建設権及び/又は使用権)と権利供与決定書との適合性	✓		✓			
				5. 立地と事業権エリア内にある運営面積との適合性	✓		✓		✓	
				6. 申請時の地権(事業権、建設権及び/又は使用権)の有効期間	✓		✓			
			2. 事業権エリアで実施済みの土地収用記録の証拠を有している。	1. 現行法規に基づく生育作物補償記録がある。	✓	✓	✓			満たしている 土地収用文書がある場合  満たしていない 土地収用文書がない場合
				2. 現場検査記録及びA・B委員会会議記録(A・B委員会議事録)文書がある。	✓	✓	✓			
			3. 事業権境界の維持	1. 地権(事業権、建設権、使用権)に応じて権限を有する官吏が定めた区画地図(地籍)がある。	✓					満たしている 事業権境界地図文書がある場合  満たしていない 事業権境界地図文書がない場合

				2. 区画地図(地籍)に基づく事業権境界標の数と位置の記録がある。		✓				
				3. 事業権/建設権及び/又はHP境界標の維持のためのメカニズムがある。		✓			✓	
				4. 事業権境界維持モニタリング文書/記録がある。		✓				
				5. 事業権/建設権/使用権境界維持モニタリングを実施するための定めを受けた担当者がある。		✓				
		<b>1.1.4 土地紛争</b> プランテーション事業者は法令に基づきエリア内の土地紛争を解決する義務を負う。(I,B,P)	1. プランテーション事業者は現行法令に基づきエリア内の土地紛争を解決する義務を負う。	土地紛争がある場合: 1. 事業権内にある運営エリア全体における紛争エリアの特定結果がある。	✓			✓		満たしている 土地紛争文書が完全にある場合  満たしていない 土地紛争文書が完全でない場合
				2. 紛争となっている土地の地図がある。	✓			✓		
				3. 紛争解決プロセス報告書があり、関連機関に報告済みで、受理証がある。	✓			✓	✓	
			2. プランテーション事業者は、エリア内にある土地紛争について解決合意がなされた旨を立証できなければならない。	土地紛争解決プロセス文書がある。(話し合いで解決できない場合、法的措置をとる)	✓			✓	✓	満たしている 紛争文書がある場合  満たしていない 紛争文書がない場合
		<b>1.1.5 遊休地</b> プランテーション事業者は用途に応じて地権を活用しなければならない。(I,B,P)	プランテーション事業者は用途に応じて事業権用地を活用していなければならない。	1. 用途にまだ合致していない用地の活用特定結果がある。	✓			✓	✓	満たしている 遊休地文書がある場合  満たしていない 遊休地文書がない場合
				2. 関連機関に提出した、地権供与決定書に基づく土地の利用及び活用報告文書がある。	✓				✓	
		<b>1.1.6 他事業との用地の重複</b> プランテーション事業者は法令に基づき他事業との土地の重複にかかる合意をしている。(I,B,P)	地権者と他事業との間で書面の合意がある。	1. 特にプランテーション立地許可後に発行された鉱業許可の場合、立地、面積、期間を記載した合意文書がある。	✓			✓	✓	満たしている 用地重複解決文書がある場合  満たしていない 用地重複解決文書がない場合
				2. 事業者が人工林事業許可及び/又は天然林事業許可との重複エリアを特定し、許可供与者に報告している。	✓			✓	✓	

		<b>1.2 プランテーション事業の適法性</b>							
		<b>1.2.1 法人形態</b> プランテーション事業者は法人形態で、法的主体としての根拠を有する事業として認められるために必要なすべての許可を有していなければならない。(I, B, P)	1. プランテーション事業者は法人形態でなければならない。	1. 実施中の事業に基づく、プランテーション組織名、事業分野、プランテーション事業者の所有の種類(外資又は内資)に応じた関連政府機関承認の設立証書文書がある。	✓		✓		満たしている 法人形態のプランテーション事業者の文書がある場合  満たしていない 法人形態のプランテーション事業者の文書がない場合
				2. プランテーション組織名に応じた、関連政府機関承認の最新の変更証書がある。	✓		✓		
			2. プランテーション事業者の所在地に応じた納税者番号、プランテーション事業者登録証、事業場所許可書及び商業許可書を有している。	1. 課税対象に応じた納税者番号がある。	✓		✓		満たしている 納税者番号、登録証、事業場所許可書、商業許可書文書がある場合  満たしていない 納税者番号、登録証、事業場所許可書、商業許可書文書がない場合
				2. まだ有効で関連機関が承認したプランテーション事業者登録証がある。	✓		✓		
				3. まだ有効で関連機関が承認した事業場所許可書がある。	✓		✓		
				4. 実施中の事業に応じてまだ有効で関連機関が承認した商業許可書がある。	✓		✓		
			3. すべての構造物が、少なくとも半恒久的構造物に分類され、現行条例にも基づく建設許可を有していることが義務付けられる。	現地政府機関から取得した、構造物(恒久的/半恒久的住居、事業権内での工場、オフィス、倉庫、修理場など)用の建設許可がある。	✓		✓		満たしている 建設許可がある場合  満たしていない 建設許可がない場合
			4. 事業権外にあるアブラヤシ工場の構造物及び施設が国土庁発行の建設権証書を有している。	1. 事業権外にある構造物について、建設権文書がある。	✓		✓		満たしている 建設権がある場合  満たしていない 建設権がない場合
				2. 構造物の権利決定書(国土庁長官決定書)があり、提示できること。	✓		✓		
				3. 構造物の権利(建設権)保持者名と認証ユニット名との適合性	✓		✓		

				4. 構造物利用又は活用(建設権)の種類と権利供与決定書との適合性	✓		✓	✓	
				5. 構造物の権利(建設権)内にある構造物の所在地	✓		✓		
				6. 申請時点での地権(事業権、建設権、使用権)の有効期間	✓		✓		
			5. 毎年の土地建物税、現行規定に基づく所得税、付加価値税を支払っている。現地の条例に基づく納税申告を行っている。	1. 過去1年の土地建物税支払/納付証書がある。	✓		✓		満たしている 土地建物税、所得税、付加価値税がある場合  満たしていない 土地建物税、所得税、付加価値税がない場合
				2. 過去3か月の所得税と過去1年の付加価値税の支払い/納付証書がある。	✓		✓		
				3. 関連機関への納税申告証書がある。	✓		✓		
		1.2.2 環境許可 活動実施前に環境関連の適法性要件を有している。(I,B,P)	法令に基づき権限を有する官吏が発行した環境許可を有している。	権限を有する官吏から取得した環境許可があり、プランテーション事業者名に合致している。	✓		✓		満たしている 現行規定に基づく環境許可がある場合  満たしていない 現行規定に基づく環境許可がない場合
		1.2.3 小規模農園開発のファシリテーション 250ヘクタール以上の面積で栽培プランテーション事業許可又はプランテーション事業許可を申請するプランテーション事業者は、現行法令に基づき、栽培プランテーション事業許可又はプランテーション事業許可エリア面積の20%以上の周辺住民の農園開発のファシリテーションを行う義務を負う。(I,B,P)	住民の農園開発ファシリテーションに関するプランテーション事業者と農園周辺住民との協力文書がある。	1. プランテーション分野の局が認知した、プランテーション事業者と周辺住民との共同合意文書がある。	✓		✓	✓	満たしている プランテーション事業者と周辺住民との協力文書がある場合  満たしていない プランテーション事業者と周辺住民との協力文書がない場合
				2. 保有するプランテーション事業許可(プランテーション事業許可/栽培プランテーション事業許可)面積の20%以上の住民の農園開発エリア面積実績文書がある。	✓		✓		

				3. プランテーション式、移住式、組合ローン式又はその他の核・プラズマ協力をしているプランテーション事業者の場合、中核農園面積の20%の住民の農園開発ファシリテーション義務は適用されない。一方、当該協力をまだ行っていないプランテーション事業者は、権限に応じて州知事又は県知事/市長が認知した、周辺住民向けの生産的活動を実施する義務を負う。	✓		✓		✓	
				4. 協同組合形態の法人は、20%の面積の住民の農園開発ファシリテーションを行う義務を負う。	✓		✓			
				5. 関連政府機関(プランテーション局)に対する周辺住民の農園開発ファシリテーション実績進捗報告書の証拠がある。	✓		✓			
	1.2.4 プランテーション許可(I,B,P)	プランテーション事業許可を有している。	1. プランテーション事業許可(プランテーション事業許可/プランテーション事業登録証、栽培プランテーション事業許可/栽培プランテーション恒久事業許可、加工用プランテーション事業許可/プランテーション恒久事業許可、農業大臣名義で投資調整庁長官が発行したプランテーション事業許可、農業大臣からのプランテーション恒久事業許可を提示できる。	✓		✓				満たしている プランテーション事業許可文書がある場合  満たしていない プランテーション事業許可文書がない場合
			2. プランテーション事業許可が法令に基づき権限を有する政府機関により発行されている。	✓		✓				
			3. プランテーション事業許可の面積が事業権/建設権の面積以上であること。	✓		✓				
			4. プランテーション運営エリア全体がプランテーション事業許可内に含まれている。	✓		✓		✓		

				5. プランテーション事業許可の所在地が地域空間整備計画に合致している。	✓		✓	✓		
				6. アブラヤシ工場のユニット数及び設備能力又は生産数量がプランテーション事業許可に記載の能力に合致している。	✓		✓		✓	
				7. プランテーション事業許可に記載のコモディティが、事業で扱うコモディティと合致している。	✓		✓		✓	
				8. 加工用プランテーション事業許可の場合、アブラヤシ工場で加工する原材料果房の20%以上を自社農園で確保又は5年以上のアブラヤシ工場と農家との原材料果房供給協力契約があることを示している。	✓		✓		✓	
2	プランテーションのベストプラクティスの採用	2.1 プランテーション計画 プランテーション事業者は、持続可能なアブラヤシ生産のために短期・中期・長期計画を有していなければならない。(I,B,P)	1. プランテーション事業者が、持続可能な事業を支えるためのプランテーション事業者のビジョンとミッションを記載した戦略計画を有している。	1. プランテーション事業者トップの承認を受けた、持続可能な事業を支えるためのプランテーション事業者のビジョンとミッション。	✓		✓	✓		満たしている 戦略計画がある場合  満たしていない 戦略計画がない場合
				2. 労働者とパートナーに対し持続可能な事業を支えるためのプランテーション企業のビジョンとミッションを周知している証拠		✓	✓	✓	✓	
			2. プランテーション事業者がアブラヤシプランテーション事業者組織構成を有している。	1. トップが承認したアブラヤシプランテーション事業者組織構成文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 組織構成がある場合  満たしていない 組織構成がない場合
				2. 運営活動に基づく組織構成文書	✓		✓	✓	✓	
				3. サプライチェーンシステム全体に責任を負うマネジメント代表者としての特別なスタッフの設定を含め、組織構成のポジションとレベル毎の責務記述書がある。	✓		✓	✓		



			3. プランテーション事業者が、プランテーション事業の計画、モニタリング、評価をしている。	1. プランテーション事業者の活動を完全に明記した年次計画と年次報告文書。果実の供給計画と出所を含む。	✓		✓			満たしている プランテーション事業の計画、モニタリング、評価がある場合
				2. 中期・長期戦略計画と当該計画適用に関する内部監査/自己評価実施文書		✓	✓			満たしていない プランテーション事業の計画、モニタリング、評価がない場合
				3. プランテーション事業者の財務監査結果報告書		✓	✓	✓		
			4. プランテーション事業者が人材管理システムを有している。	1. 労働者採用メカニズムがある。	✓		✓	✓		満たしている 人材管理システムがある場合
				2. 賃金体系とインセンティブ供与システム文書がある。	✓		✓	✓		満たしていない 人材管理システムがない場合
				3. キャリアパスと業績評価システム文書がある。	✓		✓	✓		
				4. 研修システム文書がある。	✓		✓	✓		
			5. プランテーション、アブラヤシ加工ユニット、オフィス、従業員住居、関連設備、その他のニーズ開発用の用地(事業権)の活用計画と実績文書がある。	1. 用地活用実績面積が、事業権又は事業権と建設権の面積に合致している。	✓		✓	✓		満たしている 用地活用計画と実績文書がある場合
				2. 工場の能力実績がプランテーション事業許可と合致している。	✓		✓	✓	✓	満たしていない 用地活用計画と実績文書がない場合
				3. 現地のプランテーション事業許可供与者に対するプランテーション年次進捗報告書がある。		✓	✓	✓		
				4. (法律2014年第39号以降に許可を取得したプランテーション事業者の場合) 地権取得から6年後に技術的に作付け可能な全エリアを事業化するための文書がある。		✓	✓	✓		

		2.2 栽培及び産品加工技術の採用							
		2.2.1 土地の開墾 土地と水の保全規範を満たした開墾(I,B)	1. プランテーション事業者は、整地を含め開墾のためのSOPを有していなければならない。	1. 整地を含め、火入れを行わない開墾のためのSOPがある。		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
				2. 土地と水の保全規範に留意した開墾のためのSOPがある。		✓	✓	✓	
				3. プランテーション事業者が30%を超える傾斜地を有する場合、テラス式の開墾のためのSOPがある。		✓	✓	✓	
			2. 現行法令に基づき定められた新たな土地の開墾とプランテーション運営プロセスにおける土地と水の保全規範の採用	1. 排水システム設置、一定の傾斜地の場合にはテラス式、土地の侵食、崩壊/劣化を最小限に抑えるための被覆作物の植え付け	✓		✓	✓	満たしている 開墾の際の土地と水の保全規範の採用に文書がある場合  満たしていない 開墾の際の土地と水の保全規範の採用に文書がない場合
				2. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める貯水池/湖のへりと一定の距離をとっている。その貯水池/湖のへりについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と貯水池/湖のへりとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓	✓	
				3. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める泉のへりと一定の距離をとっている。その泉のへりについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と泉のへりとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓	✓	

			4. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める河川のヘリと一定の距離をとっている。その河川のヘリについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と河川のヘリとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓		✓	
			5. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める支川のヘリと一定の距離をとっている。その支川のヘリについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と支川のヘリとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓		✓	
			6. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める谷のヘリと一定の距離をとっている。その谷のヘリについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と谷のヘリとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓	✓	✓	
			7. 開墾とアブラヤシの作付が、政府の定める海岸のヘリと一定の距離をとっている。その海岸のヘリについて政府の定めがまだない場合、開墾及び/又はアブラヤシの作付と海岸のヘリとの距離が、プランテーション事業者の内部SOPで定められている。	✓		✓	✓	✓	
		3. コンセッションエリアにおけるホットスポット発生履歴、機械開墾記録など、プランテーションコンセッションエリアにおけるプランテーション事業者の運営による火入れがないことを支持する証拠を有している。	1. 火入れなき開墾活動文書がある。		✓	✓	✓	✓	満たしている 証拠がある場合  満たしていない 証拠がない場合
			2. 火災対応措置報告書がある。		✓	✓	✓	✓	
			3. 機械開墾記録がある。		✓	✓	✓	✓	

				4. 火入れなき開墾のためのSOPがある。						
			4. プランテーション事業者が開墾・整地の記録・地図を有している。	1. ブロック整備、農園道路の整備、基地を含む整地の記録・地図がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 開墾・整地の記録・地図がある場合  満たしていない 開墾・整地の記録・地図がない場合
				2. 排水システム設置、一定の傾斜地の場合にはテラス式、土地の侵食、崩壊/劣化を最小限に抑えるための被覆作物の植え付け記録がある。	✓		✓	✓	✓	
				3. 法規に基づき環境許可又は環境影響評価/環境管理・モニタリング計画に記載の要件と義務に基づく開墾記録がある。	✓		✓	✓	✓	
		2.2.2 種の取扱い プランテーション事業者は作付を行う際に認証優良種を利用すること。(I, B)	1. プランテーション事業者が種の取扱いのためのSOPを有する。	1. 育成種利用のためのSOPがある(1995年以降、政府の認定を受け、権限を有する機関からの認証を受けた種に由来する育成種)	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
				2. 技術規定に基づく品質と年数の種を利用するためのSOPを有していることを示せること。	✓		✓	✓	✓	
				3. 要件を満たさない種の取り扱いのためのSOP	✓		✓	✓	✓	
			2. プランテーション事業者が認証種の確保実施文書を有している。	1. 農業省発行の認証種メーカーからの種証明書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
				2. 申し込みから受け取りまでの発芽種の確保実施文書がある。		✓	✓	✓	✓	
			3. 要件を満たさない種の取り扱い	要件を満たさない種の廃棄記録がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
		2.2.3 鈹質土壌での作付け(I,B)	1. 鈹質土壌におけるアブラヤシ作付技術指針SOP	アブラヤシ栽培指針に関連する法規のプラクティスに応じた作付計画(作付間隔)から種植えまでのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合

			2. 鈳質土壤に有効な基準又は規程に基づく作付適用文書がある。	1. SOPに基づく作付計画文書がある。		✓	✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
				2. SOPに基づく作付実績文書がある。	✓		✓	✓	✓	
	2.2.4 泥炭地での作付け (I,B)	1. 泥炭地におけるアブラヤシ農園作付技術指針又は業務指示SOP		アブラヤシ栽培のための泥炭地活用に関連する法令プラクティスに応じた泥炭地での作付けのためのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
		2. 高位泥炭地層沈下規制		1. 高位泥炭地層沈下規制に関するSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
				2. 泥炭地層の沈下測定用の器具がある。	✓		✓	✓	✓	
				3. 泥炭地での作付管理に関連するインフラ設備がある。	✓		✓	✓	✓	
		3. 手続き及び/又は法令に基づく泥炭地における作付適用記録		1. 企業内部又は外部が実施の事業権エリアにおける泥炭深度特定結果文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
				2. 泥炭地におけるアブラヤシの作付と手入れに関連するSOP実施結果がある。	✓		✓	✓	✓	
				3. 沈下モニタリングと地下水面高規制結果がある。	✓		✓	✓	✓	
				4. 作付から出された保護機能に基づく泥炭生態系の特定とマッピング文書がある。	✓		✓	✓	✓	
	2.2.5 作物の維持 (I,B)	1. アブラヤシの Good Agriculture Practice (GAP)の適用による作物維持手続き		アブラヤシ栽培に関連する法令プラクティスに応じた作物維持のためのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合

			<p>2. レコメンデーションに基づく施肥、サークル維持、被覆作物及び農園の衛生維持を含む、現行の基準又は規則及び環境管理原則に基づくアブラヤシ作物維持適用記録がある。</p>	<p>1. 下記を含む作物維持計画文書がある：  a. 作物の整理  b. 作物の植え替え  c. サークル維持  d. 被覆作物維持  e. 土壌と葉の分析に基づく施肥  f. テラスと地下水面高の維持  g. 排水  h. 葉の剪定(未収穫期のもの)</p>	✓		✓		✓	✓	<p>満たしている 文書がある場合</p> <p>満たしていない 文書がない場合</p>
				<p>2. 下記を含む当該年及び1年前の作物維持文書：  a. 作物の整理  b. 作物の植え替え  c. サークル維持  d. 被覆作物維持  e. 土壌と葉の分析に基づく施肥  f. テラスと地下水面高の維持  g. 排水  h. 葉の剪定(未収穫期のもの)</p>	✓		✓		✓	✓	<p>満たしている 文書がある場合</p> <p>満たしていない 文書がない場合</p>

		2.2.6 生物管理 プランテーション事業者は技術指針に基づく統合的害虫管理システムを採用しなければならない。(I,B)	1. プランテーション事業者が害虫観察・管理のためのSOPを有している。	下記を保証できる害虫観察・管理のためのSOPがある: a. 害虫管理が統合的に行われている(統合的害虫管理)、すなわち機械的、生物的、物理的、化学的管理の各種技術を組み合わせている b. 定期的な害虫観察を通じた早期警戒システムの適用 c. 利用する農薬が農業省農薬委員会に登録されている d. 環境への悪影響を最小限にするために農薬廃棄物処理が農薬委員会技術指針に基づいて実施されている e. 権限を有し農薬委員会の承認を受けた機関の訓練を受けた限定的農薬利用のための管理者(チーム) f. 害虫管理器具・材料保管倉庫 g. 天敵寄主植物の種類	✓			✓	✓	✓	満たしているSOPがある場合 満たしていないSOPがない場合
			2. 権限を有するプランテーション事業者のマネージメントの承認を受け、責任者による手続き受理証がある、害虫/雑草噴霧用の農薬利用削減手続き	1. 下記の農薬取扱・管理を含む農薬素材利用削減のためのSOPがある: a. 農薬の分類 b. 農薬利用手順 c. 農薬の保管 d. 農薬中毒とその症状 e. 農薬中毒の救急救命	✓			✓	✓	✓	満たしているSOPがある場合 満たしていないSOPがない場合
				2. 関連労働者への手続き周知の証拠がある。	✓			✓	✓	✓	
			3. 害虫観察・管理実施及び登録済み農薬利用記録又は文書	1. 天敵寄生植物の記録がある。	✓			✓	✓	✓	満たしている記録がある場合 満たしていない記録がない場合
				2. 害虫観察・管理手続き実施の証拠がある。	✓			✓	✓	✓	
				3. 農業省農薬委員会に登録済みの農薬利用記録があり、農薬許可がまだ有効。	✓			✓	✓		

		4. プランテーション事業者マネージメントからの書面によるプランテーション運営活動における農薬削減コミットメントを有している。	作物維持活動における農薬材料削減コミットメントに関してプランテーション事業者が定めた書面がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
		5. プランテーション作物維持のための、農薬利用・環境にやさしい代替材料による一定限度までの削減/生物農薬の利用記録がある。	プランテーション作物維持のための、農薬利用・環境にやさしい代替材料による一定限度までの削減/生物農薬の利用記録がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 記録がある場合  満たしていない 記録がない場合
	2.2.7 収穫 プランテーション事業者が良好かつ正しい方法により適切なタイミングで収穫を行い、果房生産を記録している。(I, B)	1. アブラヤシ収穫のためのSOPと収穫活動適用文書がある。	1. アブラヤシ栽培指針に関連する法令のプラクティスに応じた収穫実施のためのSOPがある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
			2. アブラヤシ収穫適用文書がある。	✓		✓	✓	✓	
		2. 月間・四半期・半期・年間生産文書がある。	年間果房生産データがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている データがある場合  満たしていない データがない場合
		3. 生産予測文書がある。	今後の年間果房生産予測データがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている データがある場合  満たしていない データがない場合
	2.2.8 果房運搬 プランテーション事業者は品質低下を避けるために収穫した果房を直ちに加工場に運搬できていること。(I, B)	1. 果房運搬のためのSOPとその適用。	1. アブラヤシ栽培指針に応じた果房運搬実施のためのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
			2. 果房運搬実施手続き適用の証拠	✓		✓	✓	✓	
		2. 果房運搬実施記録又は文書がある。	果房運搬実施記録がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 記録がある場合  満たしていない 記録がない場合
	2.2.9 アブラヤシ加工ユニットでの果房受け入れ プランテーション事業者は受け入れる果房が所定の要件を満たしているようにすること。(I, P)	1. 果房の受け入れと検査/選別のためのSOPがある。	受け入れ果房選別基準に基づく果房の受け入れ、検査及び選別のためのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合



			2. 要件に基づく・基づかない果房受け入れ文書	果房受け入れのためのSOPに基づく工場での果房選別結果文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
			3. 農業省が定める果房品質基準に基づく・基づかないアブラヤシ工場での果房受け入れ	1. 農業省の規定に基づく果房選別による果房の受け入れ	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
				2. 選別果房のハンドリングと記録	✓		✓	✓	✓	
			4. 果房の品質を維持するために、農園(摘み取り場)から加工場(アブラヤシ工場)への果房発送アクセスが維持されていること	1. 農園における道路維持プログラムがある。	✓		✓			満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
				2. 実績と果房の品質維持を支える評価の結果の記録がある。	✓		✓		✓	
		2.2.10 果房加工 プランテーション事業者はGMPを採用した果房加工の計画と実施をしなければならない。(I, P)	1. プランテーション事業者がパーム原油の加工及び品質モニタリング・計測プロセスのためのSOPを有している。	良好な作物に由来する農産物収穫後のハンドリング指針に基づく(生産計画から品質計測までの)加工プロセスのためSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合  満たしていない SOPがない場合
			2. プランテーション事業者がパーム原油の加工及び品質モニタリング・計測プロセスのためのSOP実施記録/文書を有している。	果房を製品とする加工及び品質モニタリング・計測プロセス文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
			3. アブラヤシ加工ユニット用の水利用文書がある。	アブラヤシ加工ユニット用の水利用文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合
3	環境、天然資源及び生物多様性の管理	3.1 環境許可関連の実施 プランテーション事業者は環境許可に基づく義務を実施しなければならない。(I, B, P)	1. 権限を有する機関への報告を含む、環境管理・モニタリング結果に関する文書を有している。	1. 関連機関が承認した環境文書(環境影響評価、環境管理・モニタリング計画、環境評価調査及びそれに類する文書)がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合  満たしていない 文書がない場合

			2. 環境文書(環境影響評価、環境管理・モニタリング計画、環境評価調査及びそれに類する文書)の検証スコープが、(a)検証エリア面積が運営エリア面積をカバーしている、(b)工場の加工能力計画、(c)廃棄物管理など、プランテーション事業者の運営活動全体をカバーしている。	✓		✓	✓		
			3. 現行規定に基づく環境文書と工場(設備)能力との適合性	✓		✓			
			4. 実施済みの環境管理・モニタリング計画	✓		✓		✓	
			5. 環境管理・モニタリング報告書が承認を受けた環境文書に基づくすべての活動をカバーしている。	✓		✓	✓		
			6. 環境管理・モニタリング報告書の書式が関連ルールに準拠している。	✓		✓			
			7. 環境管理・モニタリング報告書が承認を受けた環境文書に基づき定期的に関連機関に報告されている。	✓		✓	✓		
		2. アブラヤシ工場が、現行水質基準規定に基づき、土壌還元用の液体廃棄物の利用や水域への廃棄許可を有している。	1. 関連政府機関からのまだ有効な液体廃棄物利用又は水域(川、海)への廃棄許可を示すことができる。	✓		✓			満たしている 液体廃棄物利用許可文書がある場合  満たしていない 液体廃棄物利用許可文書がない場合
			2. 液体廃棄物利用場所が液体廃棄物利用許可の規定に基づいている。	✓				✓	
			3. 水域を汚染する、廃水処理施設又は農園での土壌還元における液体廃棄物漏れがない。	✓				✓	
		3. 廃水の水質基準を満たすための廃水処理施設を有している。アブラヤシ工場が十分な廃水処理施設を有している。	各施設(池)の機能を明記した廃水処理施設のレイアウト記録がある。	✓		✓			満たしている 廃水処理施設がある場合  満たしていない 廃水処理施設がない場合

		3.2 廃棄物管理 プランテーション事業者が法令に基づくアブラヤシ廃棄物管理義務を実施している。(I, P)	1. (固体、液体、気体)廃棄物管理に関するSOPを有している。	1. 廃水処理施設の液体廃棄物管理をきちんと行い、環境を汚染する漏れがない。	✓					✓	満たしている SOP、廃棄物の種類と廃棄物管理文書がある。  満たしていない SOP、廃棄物の種類と廃棄物管理文書がない。
				2. プランテーション事業者の運営活動による(固体、液体、気体)廃棄物の種類の特定文書。	✓			✓			
				3. 承認を受けた手続きと手順に基づく(固体、液体、気体)廃棄物管理文書。	✓					✓	
			2. 権限を有する機関に対する廃棄物管理・モニタリング報告文書を有している。	1. 廃棄物管理・モニタリング報告に基づく(固体、液体、気体)廃棄物管理の実施記録	✓			✓		✓	満たしている 廃棄物管理実施記録・報告書がある場合。  満たしていない 廃棄物管理実施記録・報告書がない場合。
				2. (固体、液体、気体)廃棄物管理・モニタリング報告書を現行規定に基づき権限を有する機関に定期的に報告している。	✓			✓		✓	
			3. 水域への廃水廃棄のための地方政府からの許可文書を有している。	権限を有する機関からのまだ有効な水域へのアブラヤシ工場液体廃棄物廃棄許可がある。	✓			✓			満たしている 廃棄物廃棄許可文書がある場合。  満たしていない 廃棄物廃棄許可文書がない場合。
			4. 海への廃水廃棄を行う処理ユニット用の環境担当大臣からの許可を有している。	権限を有する機関からのまだ有効な海へのアブラヤシ工場液体廃棄物廃棄許可がある。	✓			✓			満たしている 廃水廃棄許可がある場合。  満たしていない 廃水廃棄許可がない場合。
			5. 廃棄及び/又は利用廃水の水质基準を満たしている。	認定検査機関からの試験結果文書があり、すべてのパラメーターが、現行規定に基づくアブラヤシ工場の液体廃棄物の廃棄及び/又は利用のための所定の水质基準に基づいている旨が示されている。	✓			✓			満たしている 試験結果文書がある場合。  満たしていない 試験結果文書がない場合。

		<b>3.3 固定汚染源の問題</b> 騒音レベル、振動レベル、臭気レベル、その他の汚染源レベルの技術基準の形での固定汚染源の問題が法令に基づき定められている。(I, P)	1. 環境担当省発行の指針に基づく固定汚染源問題の対応のためのSOP又は作業指示書を有している。	1. 現行規定に基づく固定汚染源問題の管理手順を示したSOP/作業指示書がある。	✓		✓			満たしている 業務指示SOPがある場合。  満たしていない 業務指示SOPがない場合。
				2. プランテーション事業者の運営活動による固定汚染源の排出と環境を特定する文書がある。	✓		✓			
			2. 地方政府への固定汚染源レベルの技術基準計測結果報告書がある。	1. 認定検査機関からの試験結果文書があり、すべてのパラメーターが、現行規定に基づく固定汚染源用に定められた基準に基づいている旨が示されている。	✓		✓			満たしている 試験結果文書と原材料計測結果報告書がある場合。  満たしていない 試験結果文書と原材料計測結果報告書がない場合。
				2. 環境許可及び/又は現行規程に基づき、権限を有する機関に対し固定汚染源レベルの技術基準の計測結果報告書が定期的に報告されている。	✓		✓			
			3. 固定汚染源問題の対応文書がある。	手続き(SOP/作業指示書)に基づく固定汚染源問題対応計画と実績がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			4. 既存の全排出源による大気排出基準を満たしている。	認定検査機関からの試験結果文書があり、試験パラメーターが、環境許可及び/又は適切な環境文書に基づくアブラヤシ工場の大気排出用に定められた基準に基づいている旨が示されている。	✓		✓			満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		<b>3.4 廃棄物の活用</b> プランテーション事業者は効率を高め、環境影響を削減するために廃棄物を活用しなければならない。(I, B, P)	1. (固体、液体、気体)廃棄物活用のためのSOPを有している。	1.下記を記載するSOPがある: (a)化石燃料代替用の織維、殻、空房の形での固体廃棄物の活用 (b)有機肥料用の空房の活用 (c) 施肥用の土壌還元剤の形での液体廃棄物の活用	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
				2. 固体、液体、気体廃棄物のメリット特定文書	✓		✓	✓		

			2. プランテーション事業者が廃棄物の活用を行っており、労働者と住民に対する悪影響がないようにするための取り組みを含め、固体、液体、気体廃棄物の活用実施の証拠がある。	1. 廃棄物活用実施実績	✓			✓	✓	満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
				2. 廃棄物活用実施文書がある。	✓		✓			
			3. 現地環境庁へ定期的に報告されている廃棄物監督結果・管理プロセス及び/又は活用報告書を有している。	関連機関への廃棄物活用報告書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		<b>3.5 有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理</b> 有害有毒物質・有害有毒廃棄物が法令に基づき管理されていなければならない。(I, B, P)	1. 有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理に関連するSOP又は作業指示書を有し、実施している。	1. 有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理に関するSOP/作業指示書がある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
				2. 有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理実施の証拠がある。	✓		✓	✓	✓	
			2. 有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理手続き実施モニタリング結果文書を有している。	有害有毒物質・有害有毒廃棄物管理手続き実施モニタリング結果文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			3. 県知事/市長発行の有害有毒廃棄物一時保管許可と場所を有している。	1. まだ有効で、当該プランテーション事業者名の有害有毒廃棄物一時保管場所許可がある。	✓		✓			満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
				2. 排出し保管する有害有毒廃棄物と有害有毒廃棄物一時保管場所許可に記載の廃棄物の種類との適合性	✓		✓		✓	

			3. 有害有毒廃棄物一時保管場所は下記の条件を満たすこと: <u>立地場所要件:</u> (a)一時保管場所が洪水のない活動地区にある (b)(一年中流れのある)川との距離が50m以上 (c)住宅地又は公共施設との距離が100m以上 (d)自然遺産、保護林、保護地区等保護された地方施設との距離が300m以上	✓				✓	
		4. 関連機関から有害有毒廃棄物処理のための許可を有している第三者との協力契約文書を有している。	1. 協力文書に有害有毒廃棄物収集者及び/又は運搬者及び/又は処理者が含まれている。	✓		✓	✓		満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
			2. 収集者及び/又は運搬者は有害有毒廃棄物処理者との協力契約文書を有していること。	✓		✓	✓		
			3. 収集者及び/又は運搬者及び/又は処理者がまだ有効な許可を有していること。	✓		✓	✓		
		5. 現行規定に基づく有害有毒廃棄物保管・処理文書を有している。	排出され、さらに管理され、有害有毒廃棄物一時保管場所に保管される有害有毒廃棄物の収支(出入記録)文書がある。	✓		✓	✓		満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
		6. 有害有毒廃棄物は、環境林業省及び運輸総局からの許可を有する者に対してのみ販売/譲渡が認められる。	1. 有害有毒廃棄物一時保管場所から運搬済みの有害有毒廃棄物発送マニフェストがある。	✓		✓	✓		満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
			2. 関連機関への3か月ごとの有害有毒廃棄物発送マニフェスト定期報告書がある。	✓		✓	✓		
			3. マニフェスト内と協力文書の有害有毒廃棄物受け入れ者の適合性	✓		✓	✓		
	3.6 火災と災害の制御 プランテーション事業者は火災の防止・対策及び災害対策を行わなければならない。(I, B, P)	1. 用地火災の防止・対策のためのSOPを有している	1. プランテーション事業者の運営エリアにおいて火入れ活動があつてはならない旨のマネージメントが承認した書面の政策を記載したSOPがある。	✓		✓	✓		満たしているSOPと周知文書がある場合。 満たしていないSOPと周知文書がない場合。

				2. プランテーション事業者の全レベルの者、労働者、大衆に対しプランテーション事業者の運営エリアにおいて火入れ活動があってはならない旨を表明した周知記録がある。	✓		✓	✓		
				3. 権限を有するプランテーション事業者のマネジメントが承認した火災の防止、対策及び制御について記載した手続きSOPを有し、農園消防チームによる手続き受理証の証拠がある。	✓		✓	✓		
			2. 用地火災防止と対策が可能な人材を有している。	1. 権限を有する機関から火災防止・対策研修を受けた火災対策チーム/ユニットがある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
				2. 定期火災防止・対策研修文書がある。	✓		✓	✓		
			3. 法令に基づく火災制御インフラ設備を有している。	1. 法令に基づく火災制御インフラ設備文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
				2. 火災制御/対策インフラ設備用の定期的更新・チェックを実施している。	✓		✓	✓		
			4. 用地火災防止・対策用の予算を確保している。	火災防止・対策用の予算がある。	✓		✓	✓		満たしている 予算がある場合。  満たしていない 予算がない場合。
			5. 火災防止、対策、モニタリング及び設備インフラ保守の実施とそれらの報告文書を有している	1. 火災防止、モニタリング・対策実施文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
				2. 火災インフラ設備保守文書がある。	✓		✓	✓		
				3. 火災防止・対策実施報告書があり、関連機関に6か月に1度報告している	✓		✓	✓		

		3.7保護地区と保護価値の高いエリア プランテーション事業者は、法令に基づき保護地区と保護価値の高いエリアの特定、周知及び保護を行うこと。(I, B, P) 付記:3.7に変更	1. 保護地区と保護価値の高いエリアの特定結果を有している。	1. 企業のコンセッションエリアにおける保護地区と保護価値の高いエリアの特定結果文書がある。	✓ ✓ ✓	✓	✓	✓	✓	満たしている文書がある場合。  満たしていない文書がない場合。
				2. 保護地区と保護価値の高いエリアに関する情報が現在有効な法令に基づいており、プランテーション事業者のマネージメントが確認している。	✓	✓	✓	✓	✓	
			2. 保護地区と保護価値の高いエリアの維持のためのSOPを有している。	1. 保護地区と保護価値の高いエリアの周知、管理及びモニタリングメカニズムに関するSOPがある。	✓		✓	✓		満たしているSOPがある場合。  満たしていないSOPがない場合。
				2. 現在有効な法令とSOPの適合性		✓	✓			
			3. 特定された保護価値の高いエリアとその他の保護地区の立地地図と管理計画を有している。	1. 特定結果文書に基づく保護地区と保護価値の高いエリア地図があり、プランテーション事業者のマネージメントの承認を得ている。	✓		✓			満たしている地図がある場合。  満たしていない地図がない場合。
				2. 5万分の1以上の地図が作成されている。		✓	✓			
				3. 特定された保護価値の高いエリアとその他の保護地区の管理計画がある。	✓		✓			
			4. 労働者と農園周辺住民への保護地区と保護価値の高いエリアの周知を実施している。	1. 労働者と農園周辺住民への保護地区と保護価値の高いエリアの周知計画文書がある。		✓	✓			満たしている文書がある場合。  満たしていない文書がない場合。
				2. 労働者と農園周辺住民への定期的な保護地区と保護価値の高いエリアの定期的周知活動の証拠/記録がある。	✓		✓	✓		
			5. 保護地区と保護価値の高いエリアの保護の枠組みにおける活動の実施と権限を有する機関への報告をしている。	1. 特定結果文書に基づく保護価値の高いエリアとその他の保護地区管理記録がある。	✓		✓		✓	満たしている文書がある場合。  満たしていない文書がない場合。



			2. 1年に一度以上の保護地区と保護価値の高いエリア管理活動モニタリング結果記録がある。	✓		✓	✓		
			3. 保護地区と保護価値の高いエリアの管理・モニタリング報告書があり、関連政府機関に提出している。	✓		✓	✓		
		3.7.1 生物多様性の保護 プランテーション事業者は管理エリアにおける生物多様性の保護を行うこと。(I, B)	1. 生物多様性保護のためのSOPを有している。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
			2. プランテーション事業開始前と開始後の(環境文書からの)農園と農園周辺における優先動植物リストを有している。	✓		✓			満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
						✓	✓		
			2. 農園と農園周辺の優先動植物モニタリング計画がある。			✓	✓		
			3. モニタリング結果に基づく農園と農園周辺の優先動植物リストに関する最新文書がある。	✓		✓			
			3. 野生動植物保護と保全を担当する機関に提出の優先動植物存在報告書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			4. 保護する動植物がある場合、優先動植物の存在について周辺住民に周知を実施している。			✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
						✓	✓	✓	
			2. 優先動植物の存在に関する周辺住民への定期的周知活動の証拠/記録がある。	✓		✓	✓		
			5. 優先動物及び/又は野生動物によるインシデントが見つかった場合の対応。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			2. 現地天然資源保全機関への対応記録報告の証拠がある。	✓		✓	✓		

		<b>3.7.2 水源及び水質の保全 (I, B, P)</b>	1. 水源・水質の特定、管理、維持のためのSOPと水域地図を有している。	1. 現行規定に基づく水源・水質の特定、管理及び維持実施手順を定めたSOPがある。	✓			✓	✓		満たしているSOPがある場合。 満たしていないSOPがない場合。
				2. 水域所在地を示す地図を具備した水源特定結果がある。	✓			✓	✓		
			2. 地表水の水質モニタリングプログラムを有している。	定期的な地表水の水質モニタリングプログラム文書	✓			✓			満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
			3. 水管理、水源維持及び水質計測文書を有している。	1. 法規に基づくプランテーションエリアの水管理・維持、水質計測プログラム文書がある。	✓			✓			満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
				2. 定期的な認定検査機関での水質試験結果を通じた水の管理、水源の維持と水質の計測の適用記録/証拠がある。	✓			✓	✓	✓	
		<b>3.7.3 侵食の可能性が高い地区の保全</b> プランテーション事業者は、法令に基づき侵食の可能性が高い土地の保全と回避を行うこと。(I, B, P)	1. 侵食の可能性が高い地区の保全のためのSOPを有している。	侵食の可能性が高い地区の特定手順を定めたSOPと現行規定に基づく保全計画がある。	✓			✓			満たしているSOPがある場合。 満たしていないSOPがない場合。
			2. 地形・河川分布地図を有している。	1. 最新のプランテーションエリアの地形地図がある。	✓			✓	✓		満たしている地図がある場合。 満たしていない地図がない場合。
				2. 侵食の可能性が高いエリア地図がある。	✓			✓			
			3. 侵食の可能性が高い地区の保全実施文書がある。	1. 侵食の可能性が高い地区の保全プログラム文書がある。			✓	✓		✓	満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
				2. 侵食の可能性が高い地区の保全活動記録	✓			✓	✓		
		<b>3.8 温室効果ガス削減</b> プランテーション事業者は温室効果ガス排出源の目録化と削減を行うこと。(I, B, P)	1. 温室効果ガス排出削減のためのSOPを有している。	1. 温室効果ガス排出源の特定手順に関するSOPがある。	✓			✓	✓		満たしているSOPと温室効果ガスの計算がある場合。 満たしていないSOPと温室効果ガスの計算がない場合。

			2. 現行ルールとレファレンスに基づく温室効果ガスの計算、データソースの特定、最新の排出係数の利用に関するSOPがある。		✓	✓	✓		
		2. 温室効果ガス排出源の目録を有している。	1. 温室効果ガス排出源目録化の結果文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 関連文書・データがある場合。  満たしていない 関連文書・データがない場合。
			2. 温室効果ガス計算用の関連データがある。		✓	✓	✓		
		3. 温室効果ガス計算結果を有している。	データソースと現行レファレンスに基づく正しい温室効果ガス計算結果文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		4. 土地の履歴文書を有している。	最新のISPO温室効果ガス計算ツールに記載の作付年からの土地の変化分析文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		5. 温室効果ガス削減文書を有している。	1. 最新の温室効果ガス削減プログラムがある。		✓	✓			満たしている 文書と記録がある場合。  満たしていない 文書と記録がない場合。
			2. 温室効果ガス削減プログラム活動記録がある。	✓		✓		✓	
		3.9 プランテーション事業者が自然林と泥炭地の保護を行っている。(I, B, P)	1. 現行法令に基づき、新規農園開発が自然林と泥炭地の開墾を行わない旨を示す文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			2. プランテーションエリア/工場と最新版の新規許可発給保留指定地域図のハーモナイズドマップ	✓		✓	✓	✓	
			3. プランテーション事業者が森林と泥炭地の開墾を行わない旨の記録がある。	✓		✓	✓	✓	
		2. 森林と泥炭地の保護実施記録がある。	1. 最新の新規許可発給保留規程にある森林地区と泥炭地区の保護に関連するプランテーション事業者の政策文書があり、トップマネジメントの署名がある。		✓	✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。

				2. 泥炭地区管理・保護手順に関するSOPがある。	✓		✓	✓		
				3. 泥炭地区管理・保護手順に関するSOP適用記録がある。	✓		✓	✓		
4 労務的責任	4.1 労働安全衛生 労働安全衛生システムの適用(I, B, P)	1. 緊急事態、自然災害、事故対応を含む、職場環境における政策、手続き及び十分なリソースをカバーした労働安全衛生記録を有する。	1. 最新の労働安全衛生政策があり、トップマネジメントが署名している。	✓		✓				満たしている 労働安全衛生政策文書があり、周知されている場合。  満たしていない 労働安全衛生政策文書がなく、周知されていない場合。
				2. 緊急事態、自然災害、事故対応労働安全衛生適用に関連する労働安全政策と労働安全衛生SOPに関する全労働者、マネジメント請負労働者への周知の証拠がある。	✓		✓	✓	✓	
			2. 緊急対応組織とシステムを有している。	1. マネージメントが承認した緊急対応組織構成がある。	✓		✓	✓		満たしている 組織構成文書とSOPがある場合。  満たしていない 組織構成文書とSOPがない場合。
				2. 緊急対応組織チームの緊急事態対応手続きに対する理解		✓		✓		
				3. 事前準備と緊急対応のためのSOPがある。						
		3. 定期検査を行い、必要時にアクセスしやすい場所に配置された(自然災害と火災)緊急対応設備インフラがある。	1. 現行法令に基づき、プランテーション事業者、特にアブラヤシ工場の運営地域に消火設備インフラがある。	✓		✓	✓	✓		満たしている 現行法令に基づく消火設備インフラを有している場合。  満たしていない 現行法令に基づく消火設備インフラを有していない場合。
				2. 避難設備がある。	✓				✓	
				3. 現行法令に基づき消火設備インフラ数が十分である。	✓		✓		✓	
				4. アクセスしやすい消火設備インフラの配置。		✓			✓	

				5. 種類と規程に応じた消火設備インフラの保守及び/又は交換プログラムと実績がある。		✓	✓		✓	
			4. 法令に基づき十分な人員数の労働安全衛生組織が結成されている。	1. 労働安全衛生育成委員会人員に応じた関連機関による労働安全育成委員会チーム承認決定書がある。	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている 最新の労働安全衛生育成委員会チーム承認決定書有している場合。</p> <p>満たしていない 最新の労働安全衛生育成委員会チーム承認決定書を有していない場合。</p>
				2. 現行要件に基づき最新の労働安全衛生専門家資格を有する労働安全衛生育成委員会事務局長を有する。	✓		✓	✓		
				3. 労働安全衛生実施モニタリングのための労働安全衛生育成委員会会議結果記録と適用が必要な労働安全衛生調整の証拠がある。						
			5. マネージメントと労働者に周知するリスクの特定結果と適用計画	1. 能力を有する担当者によるボランティア事業者における各運営活動のリスク特定結果と管理計画がある。	✓		✓	✓		<p>満たしている 文書がある場合。</p> <p>満たしていない 文書がない場合。</p>
				2. 能力を有する担当者によるボランティア事業者における各運営活動のリスク特定結果と管理計画がある。	✓		✓	✓		
				3. 全レベルの労働者用のリスク特定結果とリスク管理計画に関する周知の証拠がある。	✓		✓	✓		
				4. 全労働者が自らの部署の労働安全衛生リスクを十分理解している。		✓		✓	✓	
				5. 全ての労働安全衛生リスク特定結果実施の証拠がある。		✓		✓	✓	
			6. 特定済みのリスクポテンシャルに基づき戦略的な場所に労働安全衛生指示を配置している。	1. リスクの種類に応じ、リスクが特定された場所に危険マークがある。	✓				✓	<p>満たしている 危険マークがあり、明確かつ維持されている場合。</p> <p>満たしていない 危険マークがなく、明確かつ維持されていない場合。</p>

				2. マーク付与が危険マーク設置に関する現行規程を満たしている。		✓			✓	
			7. プランテーション事業者が全従業員向けに定期健康診断、特定リスクのある労働者に特別健康診断を実施している。診断結果を評価し、業務により病気になる労働者が見つかった場合には十分フォローアップを行っている。	1. 定期健康診断と特定リスクのある労働者の特別健康診断を行うべき労働者リストがあり、最新の状態にしている。	✓		✓	✓		<p>満たしている 定期健康診断と特定リスクのある労働者の特別健康診断を行うべき労働者リスト文書がある場合。</p> <p>満たしていない 定期健康診断と特定リスクのある労働者の特別健康診断を行うべき労働者リスト文書がない場合。</p>
				2. 既存のリストに基づく定期健康診断と特定リスクのある労働者の特別健康診断実施の証拠がある。	✓		✓	✓	✓	
				3. 現行法令に基づく特別担当者による定期診断実施と検査結果のフォローアップの証拠がある。	✓		✓	✓	✓	
				4. 定期健康診断と特定リスクのある労働者の特別健康診断実施結果のフォローアップの証拠がある。	✓		✓	✓		
				5. 火災防止システムを扱うための資格を有する火災対応労働安全衛生専門家がいます。	✓		✓	✓		
			8. 全労働者が十分な労働安全衛生研修を受けている。	1. 全レベルの労働者向けに定期労働安全衛生研修プログラムがある。	✓		✓	✓		<p>満たしている 定期的かつ最新の労働安全衛生研修計画文書がある場合。</p> <p>満たしていない 定期的かつ最新の労働安全衛生研修計画文書がない場合。</p>
				2. 既存の研修プログラムに応じた全労働者向けの労働安全衛生研修の証拠がある。	✓		✓	✓		

			9. プランテーション事業者が各労働者に対しその用途に応じた十分な防護具を提供している。	1. 特定したリスクに応じ労働者用の十分な防護具がある。	✓				✓	✓	満たしている 労働者が業務リスクに応じた防護具を利用している場合。  満たしていない 労働者が業務リスクに応じた防護具を利用していない場合。
				2. 防護具メーカーからの耐用年数に応じた防護具交換プログラムがある。			✓	✓	✓	✓	
				3. 業務リスクに応じた労働者への防護具供与の証拠としての記録がある。			✓	✓		✓	
				4. 防護具の破損に対応するために全業務用の防護具がある。							
			10. 労働局への3か月ごとの労働安全衛生適用報告書	1. 現行法令に基づく労働安全衛生プログラム適用報告書がある。	✓			✓	✓	✓	満たしている 計画に基づく労働安全衛生プログラム適用報告文書が完全にある場合。  満たしていない 計画に基づく労働安全衛生プログラム適用報告文書に不備がある場合。
				2. 現地労働局への3か月ごとの労働安全衛生適用報告書の提出記録と報告書受理の証拠がある。	✓			✓	✓		
		4.2 雇用関係に関する事務要件の充足 (I, B, P)	1. 労働者の採用のためのSOPを有し、採用プロセスにおいて採用費用を労働者に負担させず、文書の取り上げを行っていない。	1. 労働者の採用手順、すべての種類の業務向けの採用労働者要件、児童労働者利用の禁止、業務における差別の禁止を記載した採用のためのSOPがある。	✓			✓	✓		満たしている 労働者の採用及びその要件に関するSOPがある場合。  満たしていない 労働者の採用及びその要件に関するSOPがない場合。
				2. プランテーション事業者と労働者エージェント(採用エージェントを利用の場合)が、労働者に費用徴収をしていない。	✓			✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。

				3. プランテーション事業者と労働者エージェント(採用エージェントを利用の場合)が、現行規程で正当化できる理由がある場合を除き、労働者の保有する原本文書を取り上げていない。	✓		✓	✓		
				4. すべてのレベルの労働者向けの労働者の採用とその要件を公開している。	✓		✓	✓		
			2. プランテーション事業者が運営活動を行う上であらゆる形態の強制労働や奴隷労働を禁じている旨の書面による政策がある。	1. プランテーション事業者が運営活動を行う上であらゆる形態の強制労働や奴隷労働を禁じている旨のプランテーション事業者のトップマネジメントが署名をした政策文書がある。	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている あらゆる形態の強制労働や奴隷労働を禁じている旨の政策文書がある場合。</p> <p>満たしていない あらゆる形態の強制労働や奴隷労働を禁じている旨のがない場合。</p>
				2. プランテーション事業者が、プランテーション事業者のすべてのレベルの労働者、請負労働者、周辺住民にあらゆる形態の強制労働や奴隷労働を禁じている旨の政策の周知とコミュニケーションを行っている。	✓		✓	✓	✓	
				3. 運営活動における強制労働や奴隷労働がない。	✓			✓		
			3. 労働者が現行労働法に基づく休憩時間と休暇の権利を有している。	1. 現行労働法に基づく休憩時間と休暇の権利を定めた書面のルールがある。	✓		✓	✓		<p>満たしている 現行法規に基づく休憩時間と休暇の権利を定めたプランテーション事業者規程がある場合。</p> <p>満たしていない 現行法規に基づく休憩時間と休暇の権利を定めたプランテーション事業者規程がない場合。</p>
				2. 現行法規に基づく休憩時間と休暇の権利を定めたルールの実績を示した文書がある。	✓		✓	✓		



				3. 現行法規に基づく休憩時間と休暇の権利に関する規程の周知記録がある。		✓	✓	✓		
				4. 現行法規に基づく休憩時間と休暇の権利に関するプランテーション事業者規程の適用記録がある。	✓		✓	✓		
			4. 各労働者が現行労働規定に基づき雇用関係文書の写しを有している。	1. 少なくとも下記の情報を内容とする雇用関係文書がある: a. 企業名と住所 b. 労働者名、性別、年齢、住所 c. 役職又は業務の種類 d. 業務範囲 e. 賃金額、手当及び支払い方法 f. プランテーション事業者規則と有効な罰則 g. 労働者と企業の権利と義務 h. 雇用契約書の有効期間 i. 雇用契約書作成日 j. 両者(労働者と企業)の署名	✓		✓	✓		満たしている要件に基づく雇用契約文書がある場合。  満たしていない要件に基づく契約文書がない 又は 雇用契約文書はあるが、要件に基づいていない場合。
				2. 全労働者が両者の署名した雇用関係文書の写しを有している。	✓		✓	✓		
			5. 外国人労働者を利用するプランテーション事業者が、外国人労働者利用計画、外国人労働者利用許可を示し、外国人労働者利用関連規程を遵守している。	1. 外国人労働者利用計画文書がある(外国人労働者がいる場合)。	✓		✓	✓	✓	満たしている外国人労働者利用計画文書がある場合。(外国人労働者がいる場合)。  満たしていない外国人労働者利用計画文書がない場合。(外国人労働者がいる場合)。
				2. 外国人労働者利用許可文書がある。	✓		✓	✓	✓	

			6. 全ての恒久的業務が有期雇用労働者や日雇い労働者により実施されてはならない。継続して6か月を超えた日雇い労働者は無期雇用労働者としていないこと。	1. 下記に関する情報内容とする労働者リストがある: a. 労働者の個人プロフィール(名前、出生時期、出生地、住民証カードに基づく正式な住所、宗教、勤務開始日) b. 雇用関係のステイタス種類	✓		✓	✓	✓	満たしている要件に応じ、労働者リストと完全な労働者プロフィールに関する情報がある場合。  満たしていない要件に応じ、労働者リストと完全な労働者プロフィールに関する情報がない場合。
				2. 雇用関係の種類に基づく過去6か月間の労働者の完全な出勤簿	✓		✓	✓		
				3. 法令に基づく、有期雇用労働者と日雇い労働者を含む日払い労働者の任命の証拠	✓		✓	✓		
			7. 1年に1度、現地労働局に労働データ情報とその推移を報告している。	1. プランテーション事業者が現行ルールに基づく書式により、定期的に労働事情及びその推移に関する報告書を作成している証拠がある。	✓		✓	✓		満たしている現行法に基づく労働事情とその推移の定期報告書がある場合。  満たしていない現行法に基づく労働事情とその推移の定期報告書がない場合。
				2. 現行規定に基づく報告書の提出と受理の証拠	✓		✓	✓		
		4.3 労働者の福祉と能力の向上 プランテーション事業者は法令に基づき労働者の福祉と能力の向上を行っていること。(I, B, P)	1. 最低賃金に関する規程の適用の証拠がある。	1. 賃金に関するプランテーション事業者の政策が現行労働法に基づいている。	✓		✓	✓		満たしている賃金に関するプランテーション事業者の政策文書がある場合。  満たしていない賃金に関するプランテーション事業者の政策文書がない場合。
				2. 賃金に関するプランテーション事業者の政策の周知		✓	✓	✓		
				3. 最低賃金の実施が現行規定に基づいている。	✓		✓	✓	✓	

			2. 所定の標準給与システムがある。	1. プランテーション事業者における給与に関するSOPがある。	✓		✓	✓		<p>満たしている プランテーション事業者における給与に関するSOPがある場合。</p> <p>満たしていない プランテーション事業者における給与に関するSOPがない場合。</p>
				2. 例外なき給与に関するSOPの適用	✓		✓	✓		
			3. 労働者福祉のための設備インフラがある。	1. 労働者と労働者の家族の福祉と快適のためにプランテーション事業者が保有する(実体的・非実体的)設備インフラがある。	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている (実体的・非実体的)設備インフラと保守リストがある場合。</p> <p>満たしていない (実体的・非実体的)設備インフラと保守リストがない場合。</p>
				2. 労働者福祉のための設備インフラの保守・修繕プログラム		✓	✓	✓	✓	
				3. 設備インフラ破損にかかる労働者/労働者の家族の苦情のフォローアップ	✓		✓	✓	✓	
			4. 法令に基づく国家社会保障制度プログラムへの労働者加入のための政策がある。	1. 現行労働法に基づく国家社会保障制度プログラムに関するプランテーション事業者の政策文書	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている 国家社会保障制度プログラムに関するプランテーション事業者の政策文書がある場合。</p> <p>満たしていない 国家社会保障制度プログラムに関するプランテーション事業者の政策文書がない場合。</p>
				2. 所定の国家社会保障制度プログラムの周知		✓	✓	✓		
			5. 労働・健康社会保障実施機関プログラム加入従業員リスト	1. 労働・健康社会保障実施機関プログラム加入従業員に関連する最新情報	✓		✓	✓		<p>満たしている 社会保障実施機関プログラム加入従業員文書がある場合。</p> <p>満たしていない 社会保障実施機関プログラム加入従業員文書がない場合。</p>

			2. 正社員(無期雇用労働者)と日雇い労働者の労働・健康社会保障実施機関プログラム支払い証	✓		✓	✓		
			3. 労働・健康社会保障実施機関実施調整証明	✓		✓	✓		
		6. 残業は労働者の受け入れ態勢に基づき、現行労働法で定められた時間の限度を超えてはならない。	1. 現行労働法規に基づく残業のためのSOP/メカニズムがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 残業用のSOP/メカニズム文書がある場合。  満たしていない 残業用のSOP/メカニズム文書がない場合。
			2. 全労働者と請負労働者への残業のためのSOP/メカニズムの周知とコミュニケーション		✓	✓	✓		
			3. 全レベルの労働者に残業のためのSOP/メカニズムを一貫して適用	✓		✓	✓		
		7. 所定の業務目標が労働者と関連設備の能力に 応じていること。	1. 業務分野に応じた労働者用の業務目標文書		✓	✓	✓		満たしている 労働者用の業務目標文書がある場合。  満たしていない 労働者用の業務目標文書がない場合。
			2. 業務目標達成に関連する表彰と罰則適用システム		✓	✓	✓	✓	
			3. 労働者が表彰と罰則適用システムを含む所定の業務目標を理解し受け入れている。		✓	✓	✓	✓	
			4. 所定の業務目標達成の枠組みにおけるパフォーマンス向上のために設備インフラが供与されている。		✓	✓	✓	✓	
		4.4 児童労働者の利用と業務上の差別 プランテーション事業者は法令に基づき未成年の雇用と差別が禁じられる。(I, B, P)	1. 労働者の苦情・不平不満文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 18歳未満の子供の雇用禁止に関連するプランテーション事業者の政策文書がある場合。  満たしていない 18歳未満の子供の雇用禁止に関連するプランテーション事業者の政策文書がない場合。

				2. 全レベルの労働者と請負労働者への現行労働法に基づく未成年雇用禁止に関連するプランテーション事業者の政策文書周知記録がある。	✓		✓	✓		
				3. 名前、学歴、役職、出生地と生年月日などに関する情報を記載した従業員リスト記録がある。	✓		✓	✓	✓	
				4. 子供に危険な作業場所周辺に子供がいることを禁じるマークがあり、全労働者とその家族が把握している。	✓		✓	✓	✓	
			2. 労働の機会を得るための同等の機会と待遇に関する政策の適用	1. 法令に基づき、人種、肌の色、性別、宗教、年齢、社会的ステイタスにより労働者を差別しない旨のプランテーション事業者の政策文書	✓		✓	✓		<p>満たしている 法令に基づき、人種、肌の色、性別、宗教、年齢、社会的ステイタス、障害、その他の動機により労働者を差別しない旨のプランテーション事業者の政策文書がある場合。</p> <p>満たしていない 法令に基づき、人種、肌の色、性別、宗教、年齢、社会的ステイタス、障害、その他の動機により労働者を差別しない旨のプランテーション事業者の政策文書がない場合。</p>
				2. 人種、肌の色、性別、宗教、年齢、社会的ステイタス、障害により労働者を差別しない旨のプランテーション事業者の政策文書の周知		✓	✓	✓		
				3. 労働政策を周知し、全レベルの労働者が把握		✓	✓	✓		
			3. 労働者の苦情・不平不満文書がある。	1. 労働者の苦情・不平不満受付・処理手続きがある。	✓		✓	✓		<p>満たしている 労働者の苦情・不平不満文書がある場合。</p> <p>満たしていない 労働者の苦情・不平不満がない場合。</p>
				2. 労働者の苦情・不平不満受付・処理手続き記録がある。	✓		✓	✓	✓	

			4. 労働者が同僚やプランテーション事業者から肉体的であれ精神的であれあらゆる形態のハラスメント、脅迫、暴力から解放されていること。	1. 同僚やプランテーション事業者からの肉体的・精神的なハラスメント、脅迫、暴力に関する労働者の苦情・不平不満メカニズム文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 苦情とそのメカニズム文書がある場合。  満たしていない 苦情とそのメカニズム文書がない場合。
				2. 労働者の苦情・不平不満メカニズムが全レベルの労働者に周知され、把握されている。	✓		✓	✓	✓	
		4.5 労働組合設立ファシリテーション プランテーション事業者が労働者の権利のために闘う枠組みにおける労働組合の設立ファシリテーションを行っている(I, B, P)	1. 労働組合設立及びプランテーション事業者と労働組合との会合記録がある。	1. 労働組合設立文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 労働組合設立文書と会合結果文書がある場合。  満たしていない 労働組合設立文書と会合結果文書がない場合。
				2. プランテーション事業者と労働組合との会合記録がある。	✓		✓	✓		
				3. 労働組合内部会合記録がある。	✓		✓	✓		
			2. 労働組合関連政策を有し、適用している。	1. 労働組合の設立のために労働者に免除を与え、労働組合活動のために労働者に便宜を供与するためのコミットメントに関するプランテーション事業者の政策	✓		✓	✓		満たしている 労働組合に関連するプランテーション事業者の政策文書がある場合。  満たしていない 労働組合に関連するプランテーション事業者の政策文書がない場合。
				2. 全レベルの労働者と請負業者向けの政策周知の証拠がある。		✓	✓	✓		
			3. 労働組合の組合員となった労働者リストを有している。	労働組合の組合員となった労働者リストがあり、最新のものとなっている。		✓	✓	✓		満たしている 労働組合の組合員となった労働者リストがある場合。  満たしていない 労働組合の組合員となった労働者リストがない場合。

			4. 労働者が労働組合を含め、明確なメカニズムを通じて意見や不平不満を伝える権利を有している。	1. 労働組合を通じた意見・不平不満通知のための記録されたメカニズムがある。	✓		✓	✓		満たしている 意見・不平不満通知のためのメカニズム文書がある場合。  満たしていない 意見・不平不満通知のためのメカニズム文書がない場合。
				2. 労働者が意見・不平不満通知のためのメカニズムを把握している。			✓	✓	✓	✓
			5. 労働者が労働者組織や組合を設立又は加入する権利を有している。	1. プランテーション事業者が集会、労働者組織や組合設立・加入政策を有している。			✓	✓	✓	満たしている 労働者組織や組合に加入するための労働者の権利記録がある場合。  満たしていない 労働者組織や組合に加入するための労働者の権利記録がない場合。
				2. プランテーション事業者が政策関連の周知を行い、労働者が権利を把握している。			✓	✓	✓	
		4.6 プランテーション事業者が労働者と従業員協同組合設立の促進とファシリテーションを実施している (I, B, P)	1. 協同組合設立を支えるための政策を有している。	1. 協同組合設立を支え、設立便宜を供与するための政策文書	✓			✓	✓	満たしている 協同組合設立を支え、便宜供与をするための政策文書がある場合。  満たしていない 協同組合設立を支え、便宜供与をするための政策文書がある場合(訳注:原文通り)。
				2. 政策の周知と全労働者による政策の把握			✓	✓	✓	
			2. 協同組合設立文書を有している。	1. 労働者・従業員協同組合が年次組合員会議を実施している。	✓			✓	✓	満たしている 年次組合員会議実施文書・記録文書がある場合。  満たしていない 年次組合員会議実施文書・記録がない場合。
				2. 設立した協同組合が、設立証書、定款、綱領を有していること。	✓			✓	✓	

				3. プランテーション事業者が労働者・従業員協同組合の育成と支持を行っている。	✓		✓	✓		
				4. 労働者・従業員協同組合が実際の活動を有している。	✓		✓	✓	✓	
			3. 協同組合組合員となっている労働者と従業員リストを有している。	協同組合組合員となっている労働者の最新のリスト	✓		✓	✓		<p>満たしている 協同組合組合員となっている労働者リストがある場合。</p> <p>満たしていない 協同組合組合員となっている労働者リストがない場合。</p>
5	社会的責任と市民経済のエンパワメント	5.1 コミュニティーの社会的責任 プランテーション事業者は社会、コミュニティー及び地元の知恵の振興にコミットメントを有していること。(I, B, P)	1. 周辺住民の福祉向上プログラムを有している。	1. プランテーション事業者が周辺住民(地元有力者、慣習的名士、村長、その他関係者)を参加させた周辺住民の福祉向上のための責任プログラムを特定している。		✓	✓	✓	✓	<p>満たしている 周辺住民を関与させたプランテーション事業者責任プログラム文書がある場合。</p> <p>満たしていない 周辺住民を関与させたプランテーション事業者責任プログラム文書がない場合。</p>
				2. プログラム特定結果に基づく周辺住民の福祉向上プログラムがある。	✓		✓	✓	✓	
				3. 企業責任の形として周辺住民とともに1年毎に測定可能な事業プログラムを定めている。	✓		✓	✓	✓	
			2. コミュニティーの社会的責任充足に関連する手続きを有している。	<p>下記の手続きがある:</p> <p>1. プランテーション事業者の社会的責任プログラムのポテンシャルを特定</p>		✓	✓	✓		<p>満たしている 責任充足関連手続き文書がある場合。</p> <p>満たしていない 責任充足関連手続き文書がない場合。</p>
				2. プランテーション事業者の責任事業プログラムの実施		✓	✓	✓		
				3. プランテーション事業者の責任実施のモニタリング		✓	✓	✓		



			3. 教育、保健、道路開発、農業、生産的事業、スポーツ、芸術文化、宗教など各種活動を通じた農園周辺における開発を実施している。	1. 住民福祉向上プログラムに基づく農園周辺における開発活動の実体的証拠と文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 農園周辺における文書と実体的証拠がある場合。  満たしていない 農園周辺における文書と実体的証拠がない場合。
				2. 1年に1度ボランティア活動の責任プログラム実施をモニタリングしている(政令2012年第47号第6条の会社年次報告書規程に基づく)		✓	✓	✓		
				3. 翌年のプログラム向上のためのプログラム実施効果の評価を行っている。	✓		✓	✓		
			4. コミュニティの社会的責任プログラム(CSR)実施報告書を有している。	コミュニティの社会的責任活動年次報告書の作成		✓		✓		満たしている CSR実施文書がある場合。  満たしていない CSR実施文書がない場合。
		5.2 慣習法コミュニティ/先住民のエンパワーメント プランテーション事業者が法令に基づく慣習法コミュニティ(いる場合)/先住民の福祉向上のために役割を果たしている。	1. 地元の知恵の保護プログラムを有している。	1. 周辺住民と共にまだ存在する知元の知恵を特定している。	✓		✓	✓	✓	満たしている まだ存在する地元の知恵の特定結果文書がある場合。  満たしていない まだ存在する地元の知恵の特定結果文書がない場合。
				2. まだ残っている地元の知恵を保護するためにプランテーション事業者が行っている取り組み。	✓		✓	✓	✓	
				3. 地元の知恵保護プログラム実施活動記録。	✓		✓	✓	✓	
			2. 政府がその存在を認めている慣習法コミュニティ/先住民の福祉向上プログラム	1. 政府がその存在を認めている慣習法コミュニティの福祉向上プログラムリストがある。	✓		✓	✓		満たしている 慣習法コミュニティ福祉プログラムリスト文書がある場合。  満たしていない 慣習法コミュニティ福祉プログラムリスト文書がない場合。
				2. 慣習法コミュニティの福祉向上プログラム実施の記録、実体的証拠と文書	✓		✓	✓	✓	

		5.3 地域事業振興 プランテーション事業者が農園周辺住民に対し優先的に物品・サービス購入/調達の機会を与えている。	1. プランテーション事業者と第三者のパートナーシップ	1. 第三者とのパートナーシップ協力契約書がある。		✓	✓			満たしている プランテーション事業者と第三者とのパートナーシップ文書がある場合。  満たしていない プランテーション事業者と第三者とのパートナーシップがない場合。
				2. パートナーシップ実施関連の文書がある。		✓	✓			
			2. 農園周辺住民からの物品・サービス購入・調達機会を向上させるための地域事業振興プログラムがある。	プランテーション事業者のエリア内外での住民の地域事業振興プログラムリスト	✓		✓	✓		満たしている 住民の地元事業振興プログラムリストがある場合。  満たしていない 住民の地元事業振興プログラムリストがない場合。
			3. 物品/サービス調達における地元住民との取引文書がある。	プランテーション事業者エリア内外における住民の地域事業振興プログラム実施の実体的証拠と文書		✓	✓	✓		満たしている 地元住民との取引文書がある場合。  満たしていない 地元住民との取引文書がない場合。
6 透明性の適用	6.1 果房の出所がわかる。(I, B, P)	1. ISPO認証を有する果房のサプライヤーと認証を有さない者の出所を把握するためのシステムを有している。	第三者からの果房購入を含め、すべてのサプライヤー出所からの受け入れ手順を明記したSOPがある(合法的な出所からの購入、サプライヤーリスク分類の基準と設定を含む)	✓			✓	✓		満たしている サプライヤーの出所システムがある場合。  満たしていない サプライヤーの出所システムがない場合。
		2. アブラヤシ工場への果房サプライヤー情報を有している。	1. 最新の果房サプライヤー名と果房の出所リスト	✓			✓	✓		満たしている 最新の果房サプライヤー情報文書がある場合。  満たしていない 最新の果房サプライヤー情報文書がない場合。
			2. アブラヤシ工場での果房受け入れ記録文書がある。	✓			✓	✓		
	6.2 透明性のあるK indexの計算と関連データ	アブラヤシ工場が正当なデータと文書を提出している。	1. K index構成要素記録がある。	✓			✓	✓		満たしている 記録がある場合。  満たしていない 記録がない場合。

				2. 企業のK index計算のためのSOPがある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
		6.3 公正で透明性のある 果房価格設定の適用 (I, B, P)	アブラヤシ工場が定期的に 果房サプライヤーに果 房価格の最新情報を提供 している。	1. プランテーション担当 局からの月間果房価格決定 書記録(過去1年分)があ る。	✓		✓	✓		満たしている 記録がある場合。  満たしていない 記録がない場合。
				2. 用いる価格がパート ナー以外の農家向けの場 合の価格設定のための SOPがある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
				3. パートナー農家向けに 定められたSOPに基づく果 房価格計算記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 記録がある場合。  満たしていない 記録がない場合。
				4. 合意した契約に基づく 外部からの果房支払いの 証拠がある。	✓		✓	✓		満たしている 記録がある場合。  満たしていない 記録がない場合。
		6.4 機密性のない情報の 公開と苦情処理 関連機関、その他のステー クホルダーに対する、法令 で例外とされている情報以 外のデータと情報の提供 (I, B, P)	1. 法令に基づくステー クホルダーへの情報提供シ ステムがある。	1. 例外とされておらず、 経済、環境、社会的な悪影 響をもたらさない情報の提 供のためのSOPがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
			2. 現行規定に基づくス テークホルダーへの情報 提供文書を有している。	現行規程に基づきステー クホルダーに対し除外され ている情報提供文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			3. ステークホルダーから の情報要請に対するレス ポンス又は情報サービス 文書を有している。	ニーズに応じた、ステー クホルダーからの情報要請 に対するレスポンス又は情 報サービス文書がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
			4. ステークホルダーから の苦情処理システムと実 績	サプライチェーンシステム における製品関連の苦情 を含む内部と外部からの 苦情処理のためのSOPが ある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。

			5. 受益所有権文書を有している。	ブランテーション情報システムを通じて提供されるブランテーション企業からの受益所有権の形での情報文書がある。	✓		✓	✓	満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
	6.5 贈収賄を示唆する行為をしない旨のコミットメントを有している(I, B, P)	公衆に向けて周知済みの正直で汚職のない事業倫理コードを有し、宣言している。	1. 事業の実施、資金洗浄行為の防止と撲滅、汚職犯罪の撲滅、汚職の防止と撲滅倫理コードに関連する政策があり、ブランテーション事業者マネジメントが承認している。	✓		✓	✓	満たしている倫理コードSOPがある場合。 満たしていない倫理コードSOPがない場合。	
			2. 全レベルの労働者と第三者に対し、倫理コードに関連するメカニズムの宣言及び/又は周知の証拠がある。	✓		✓	✓		
	6.6 追跡可能なサプライチェーンシステムを有している(I, P)	1. サプライチェーンモデルとシステムを設定し適用している。	1. サプライチェーンモデルとシステム手続きの設定の証拠がある。	✓		✓	✓	満たしている文書と記録されたコミットメントがあり、適用に関連する手続きがない(原文ママ)場合。 満たしていない文書と記録されたコミットメントがあり、適用に関連する手続きがない場合。	
			2. アブラヤシ工場が適用しているサプライチェーンモデルの設定とモデル選定適用に関連する手続きに関する記録されたコミットメントがある。	✓		✓	✓		
			3. ISPO認証製品のクレーム及びその他の逸脱に対する不適合処理文書及び/又は関連文書がある。	✓		✓	✓	満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。	

		<p>2. 少なくとも下記の情報をカバーした売買取引文書に完全な情報を有している:</p> <p>a. 販売者名と住所</p> <p>b. 購入者名と住所</p> <p>c. 発送先</p> <p>d. 適用するサプライチェーンモデルの適合性を含む、パーム原油、核油、殻、その他の副産物などの製品の特定</p> <p>e. 発送する製品数量</p> <p>f. 受け取る又は発送する製品数量</p> <p>g. 荷積及び発送日</p> <p>h. 発送/運送記録</p> <p>i. ISPO認証状番号</p> <p>j. ISPO認証状有効期間</p> <p>k. 固有ID番号</p>	<p>1. 契約書、計量記録/チケット、荷積指示書、物品発送レターを含む発送記録といった購入取引文書がある。</p>	✓			✓	✓		<p>満たしている文書がある場合。</p> <p>満たしていない文書がない場合。</p>
			<p>2. 契約書、計量記録/チケット、荷積指示書、物品発送レターを含む発送記録といった販売取引文書がある。</p>	✓			✓	✓		<p>満たしている文書がある場合。</p> <p>満たしていない文書がない場合。</p>
		<p>3. セグリゲーションモデルのサプライチェーンシステムの適用</p>	<p>1. サプライチェーン全体における生産、加工、保管、発送の各段階においてISPO認証状がある製品とない製品を物理的に分離するための施設がある。</p>	✓			✓	✓	✓	<p>満たしている製品分離を支える施設がある場合。</p> <p>満たしていない製品分離を支える施設がない場合。</p>
			<p>2. サプライチェーンモデルの変更時の施設洗浄記録とISPO認証のない製品分離記録がある。</p>	✓			✓	✓	✓	<p>満たしている記録がある場合。</p> <p>満たしていない記録がない場合。</p>
			<p>3. 汚染された製品処理のフォローアップのためのSOPがある。</p>	✓			✓	✓	✓	<p>満たしているSOPがある場合。</p> <p>満たしていないSOPがない場合。</p>
			<p>4. 保管施設、プロセス、輸送において物理的分離を立証する文書がある。</p>	✓			✓	✓	✓	<p>満たしている文書がある場合。</p> <p>満たしていない文書がない場合。</p>

			4. マスバランスサプライチェーンシステムの適用	1. 下記の情報をカバーする販売・購入するISPO認証製品データがある: a. サプライヤーリスト b. 材料納入記録 c. 生産記録 d. 保管記録 e. 発送記録 f. 購入者リスト	✓		✓	✓	✓	満たしているデータがある場合。  満たしていないデータがない場合。
				2. ISPO認証製品数量が認証状にある数量を超えていないことを確認(検査と妥当性確認)するデータがある。	✓		✓	✓	✓	満たしているデータがある場合。  満たしていないデータがない場合。
				2.1 日間取引記録システム(continuous accounting system)を利用する場合、下記の規定に基づく定期調整報告書がある: a. 日間モニタリング(real time) b. 工場から顧客に発送するISPO認証製品数量が日間記録ベースで生産した数量を超えない c. 凍結期間中に生産した製品は、ISPO認証製品のステータスにできない	✓		✓	✓	✓	満たしているデータがある場合。  満たしていないデータがない場合。
				2.2 定期取引記録システム(fix inventory period)を利用する場合、下記の規定に基づく最高3か月の調整報告書がある: a. 出入するISPO認証製品数量/重量が均衡 b. 調整期末にISPO認証製品のマイナス在庫がない c. 調整期末に超過記録がある場合、ISPO認証状が有効である間、利用されていないプラス残高を次の調整時期に移行し記帳が可能。	✓		✓	✓	✓	満たしているデータがある場合。  満たしていないデータがない場合。
			5. 外注する活動の管理メカニズムを有している。	1. 外注する活動の管理のためのSOPがある。	✓		✓	✓		満たしているSOPがある場合。  満たしていないSOPがない場合。

				2. ISPO認証製品を物理的に取り扱うすべての請負業者との外注する活動、材料所有ステイタスを含む合意/契約文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 合意/契約の証拠がある場合。  満たしていない 合意/契約の証拠がない場合。
				3. 請負業者へのISPOサプライチェーンシステム周知文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 周知の証拠がある場合。  満たしていない 周知の証拠がない場合。
		6. 実施するサプライチェーンシステム記録管理メカニズムがあり、少なくとも5年間確保されている。		1. 記録管理のためのSOPがある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
				2. 少なくとも5年間保管されているサプライチェーン記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 記録がある場合。  満たしていない 記録がない場合。
		7. サプライチェーンシステムの適用と維持ができる人員を有している。		1. ISPOサプライチェーンシステムに関与する人員の能力要件基準と人員リストがある。	✓		✓	✓		満たしている データがある場合。  満たしていない データがない場合。
				2. 研修需要計画がある。			✓	✓		満たしている データがある場合。  満たしていない データがない場合。
				3. 研修実績がある。	✓		✓	✓		満たしている データがある場合。  満たしていない データがない場合。
				4. 研修結果の評価がある。			✓	✓	✓	満たしている データがある場合。  満たしていない データがない場合。
		8. サプライチェーンシステムの適用と維持のために十分なインフラを有している。		1. 生産能力に応じたISPO認証製品保管能力レイアウトがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている 保管レイアウト文書がある場合。  満たしていない 保管レイアウト文書がない場合。

				2. 検査刻印/較正済みの計量インフラがある。	✓		✓	✓	✓	満たしている インフラと検査刻印データがある場合。  満たしていない インフラと検査刻印データがない場合。
				3. サプライチェーンシステムを支える情報管理システムがあり、実施されている。	✓		✓	✓	✓	満たしている 情報管理システムがある場合。  満たしていない 情報管理システムがない場合。
			9. ISPO認証製品の生産・販売数量登録	1. 発送前のISPO認証状発行認証機関へのISPO認証製品取引報告記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 報告記録がある場合。  満たしていない 報告記録がない場合。
				2. ISPO ITシステムがある場合、取引登録・報告は発送前にそのITシステムで実施していること。	✓		✓	✓		満たしている 登録されており、報告の証拠がある場合。  満たしていない 登録されておらず、報告の証拠がない場合。
7	持続的な事業の改善 プリンテーション事業者と加工ユニットは、持続的な生産向上を支えるアクションプランの開発と実施により、持続的な(技術的、経済的、社会的、環境)パフォーマンス向上の義務を負う。	7.1 すべての法的文書の有効期間のモニタリングと更新のためのシステムを有している。(I, B, P)	1. 下記を含みこれに限定されない情報を内容とするプリンテーション事業者が保有するすべての法的文書のリストを有している: a. 文書名 b. 文書発行日 c. 文書の有効期間終了日	1. プリンテーション事業者の法的文書のモニタリングと更新メカニズムがある。	✓		✓	✓		満たしている 法的文書リストがある場合。  満たしていない 法的文書リストがない場合。
				2. 名前、発行日、有効期間終了日を含む運営活動の法的情報を示す文書リストがある。	✓		✓	✓		
				3. 必要なすべての文書に責任を負う人員がいる。		✓	✓	✓		
			2. 全ての法的文書がそれぞれの規定に基づきまだ有効である。	1. 手続き中(更新又は最初の発行)の法的文書の処理計画と目標文書がある。	✓		✓	✓		満たしている 法的文書がまだ有効である場合。  満たしていない 法的文書がなくすでに有効でない場合。
				2. プリンテーション事業者のすべての法的文書に責任を負う人員がいる。		✓	✓	✓		



	7.2 一定期間における測定可能な社会的責任と市民経済エンパワーメントプログラムを有している。(I, B, P)	1. 持続的な事業の原則に基づきすべての運営活動に対してプランテーション事業者が実施するマネージメントレビュー文書がある。	1. 持続的な事業の原則に基づき、1年に1度以上、定期的に、プランテーション事業者のすべての運営活動をカバーし、承認されたマネージメントレビュー文書がある。	✓		✓	✓		満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
			2. ISPO研修に参加済みの人員が実施したISPO内部監査結果記録がある。	✓		✓	✓		
		2. プランテーション事業者が持続的な事業の原則に基づき運営活動の改善を行っている。	1. ISPO内部監査結果に基づく改善と予防措置記録がある。	✓		✓	✓		満たしている改善記録がある場合。 満たしていない改善記録がない場合。
			2. 関連機関の検査結果のフォローアップ記録がある。	✓		✓	✓		
			3. マネージメントレビューに基づく決定のフォローアップとしての改善記録がある。	✓		✓	✓		
			4. 内外の研究成果である新技術適用記録がある。		✓	✓	✓	✓	
			5. ISPO監査内部改善、マネージメントレビューの各活動の評価がある。	✓		✓	✓	✓	

(注) 法的効力を有するのはインドネシア語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはインドネシア語の法令を参照してください。

(注) 法的効力を有するのはインドネシア語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはインドネシア語の法令を参照してください。



No	原則	基準	指標	検証内容	検証比重		検証方法			評価規範
					義務	改善	文書レビュー	インタビュー	観察	
1	法規の遵守	1.1 農家の適法性と管理	1. 土地証書、土地売買証書、地権証、その他正当な土地所有証明書を有している。	(1) 土地証書、土地売買証書、地権証及びその他の土地所有証明書など、地権(事業権、所有権証書)を示せること。	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている 農家が土地証書、土地売買証書、地権証、その他正当な土地所有証明書を有している場合。</p> <p>満たしていない 農家が土地証書、土地売買証書、地権証、その他正当な土地所有証明書を有していない、 又は 地権者名が認証状申請者名と合致しない。 管理する土地の面積が地権内の面積を超えていない。</p>
				(2) 手続き中の地権は、手続きレター/文書を示せること。	✓		✓	✓	✓	
				(3) 地権者名(事業権証書、所有権証書)が認証ユニット名と合致している。	✓		✓	✓	✓	
				(4) 地権(事業権証書、所有権証書)面積が栽培用のプランテーション事業登録証書を超えてはならない。	✓		✓	✓	✓	
				(5) 運営面積が地権(事業権証書、所有権証書)に合致している。	✓		✓	✓	✓	
		1.2 農家の所在地	農家の用地が空間整備決定に準拠している。	(1) 立地許可にある土地が地域空間整備計画に合致している。	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている 農家の用地が地域空間整備計画に合致している場合。</p> <p>満たしていない 農家の用地が地域空間整備計画に合致していない場合。</p>

			(2) 農家の所在地がその地権に対しそれ以前からある他の許可と重なっていない。	✓		✓	✓	✓	
		<b>1.3 土地紛争・補償及びその他の紛争</b> 農家はプランテーション用地が周辺住民との紛争又はその他の紛争状態になり確認できていること。	土地紛争・その他の紛争が発生している場合： 1. 紛争解決のための話し合いの進捗文書を有し、土地紛争場所の地図がある。	(1) 農園所在地内にある全運営地域の紛争エリアの特定結果がある。	✓		✓	✓	満たしている 紛争となっている土地の地図/スケッチと紛争エリアの特定結果及び紛争解決プロセス報告書による紛争エリア特定結果文書がある場合。  満たしていない 紛争となっている土地の地図/スケッチと紛争エリアの特定結果及び紛争解決プロセス報告書による紛争エリア特定結果文書がない場合。
				(2) 紛争となっている土地の地図/スケッチがある。	✓		✓	✓	
				(3) 関連機関に報告済みの紛争解決プロセス報告書とその受領証がある。	✓		✓	✓	
			2. 合意済みの契約書の写しを有している。	紛争となっている農園の境界に関する情報を含め、紛争解決報告に関する合意文書がある。		✓	✓	✓	満たしている 合意済みの契約書の写しがある場合。  満たしていない 合意済みの契約書の写しがない場合。
		<b>14 農家の事業適法性</b>	栽培用プランテーション事業登録証	(1) 25ha未満の用地の場合、農園所在地に応じたプランテーション事業登録証がある。	✓		✓	✓	満たしている 栽培プランテーション事業登録証がある場合。  満たしていない 栽培プランテーション事業登録証がない場合。
				(2) 栽培用プランテーション事業登録証が現行法規に基づき権限を有する機関により発行されている。	✓		✓	✓	
		<b>1.5 環境許可関連義務</b> 農家グループ又は農家協同組合は、条件を遂行し、環境管理・モニタリングレターを有する義務を負う。	1. 環境管理・モニタリングレターに基づく環境許可を有している。	(1) 関連機関が発行した環境管理・モニタリングレターがある。	✓		✓	✓	満たしている 権限を有する機関が発行した環境管理・モニタリングレターがある場合。  満たしていない 権限を有する機関が発行した環境管理・モニタリングレターがない場合。

			(2) 環境管理・モニタリングレターが権限を有する機関により発行されている。	✓		✓	✓		
		2. 環境管理・モニタリングレター適用実施記録を有している。	(1) 管理・モニタリングレター適用実施記録がある。	✓		✓	✓	✓	満たしている記録がある場合。 満たしていない記録がない場合。
			(2) 環境管理・モニタリングレター実施報告書を作成し、関連機関に提出している。	✓		✓	✓	✓	
2	プランテーションのベストプラクティスの採用	2.1 農家組織 農家はメンバーの願望やニーズを満たすための共同の受け皿としての農家グループ又は協同組合に加入することが可能。	1. 農家が農家グループ又は協同組合形態の組織を有している。 農家グループ及び/又は協同組合への農家の加入証明書を有する。	✓		✓	✓		満たしている証明書がある場合。 満たしていない証明書がない場合。
			2. 権限を有する官吏が認知している農家グループ及び/又は協同組合設立文書を有している。 (1) 農家グループ及び/又は協同組合設立の記録、活動円滑化を支えるための各幹部の任務記述書を具備した幹部構成記録がある。	✓		✓	✓		満たしている農家グループ設立文書がある場合。 満たしていない農家グループ設立文書がない場合。
			(2) 農家、農家グループ及び/又は協同組合の設立証書、定款/綱領を具備した農家組織又は協同組合組織に関する文書がある。 (3) 法令に基づく協同組合法人文書がある。	✓		✓	✓		
			(4) 各グループ20-30以上の農家又は住民と農業事業の状況に応じた人数の農家グループ及び協同組合のメンバーリスト文書がある。	✓		✓	✓		
		2.2 農家管理	1. 農家、農家グループ及び/又は協同組合運営活動計画文書を有している。 生産設備需要、生産予測、作物維持活動、害虫管理、収穫、果房運搬、テラス維持、排水、生産道などを含む運営活動計画、すでに必要となっている場合には改植計画文書がある。	✓		✓	✓		満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。

			2. 農家、農家グループ及び/又は協同組合活動報告書がある。	農家グループ及び/又は協同組合の活動の十分な報告書がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		<b>2.3 アブラヤシ栽培・運搬技術の適用</b>								
		<b>2.3.1 土地の開墾</b> 土地と水の保全規範を満たした開墾	火入れを行わない開墾方法のためのSOP及び業務指示を有し、実施している。	(1) 農業省プランテーション総局からの火入れを行わない開墾技術指針及びその他機関からの指針に準拠した開墾のためのSOPがある。	✓		✓	✓		満たしている 火入れを行わない開墾と傾斜地への作付けのためのSOPと記録がある場合。  満たしていない 火入れを行わない開墾と傾斜地への作付けのためのSOPと記録がない場合。
				(2) 火入れを行わない開墾記録がある。	✓		✓	✓		
				(3) テラス式により作付可能な傾斜地での作付け記録がある。	✓		✓	✓		
				(4) 排水システムとテラス式により保全が必要な用地での作付け記録がある。	✓		✓	✓		
		<b>2.3.2 種の取り扱い</b> 農家の作物生産性を支えるために、利用する種は政府の推薦を受けた種の出所に由来すること。	1. 農業省の認定を受け、権限を有する機関からの認証を受けた種メーカーに由来する作物種を利用している。	(1) 政府放出の基準に基づく種の利用記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 政府基準に基づく種の利用文書がある場合。  満たしていない 政府基準に基づく種の利用文書がない場合。
				(2) 農家グループ合同体と農家グループを通じた認証種に関連する周知記録と情報がある。	✓		✓	✓		
				(3) 政府が定める種の出所/繁殖企業からの種の利用がある。	✓		✓	✓		
				(4) 自給農家とパートナーを組む企業が供給可能な種の由来記録がある。	✓		✓	✓		
				(5) プランテーション担当局/種苗・プランテーション作物保護研究所/地方種苗担当実施ユニットからの種の利用証明書がある。	✓		✓	✓		

			2. 種の由来記録を有する。	農家、農家グループ及び協働組合の種の取り扱い文書/記録がある。	✓		✓	✓	満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
		2.3.3 鈣質土壌での作付け 自給農家が作付けを行う際に作物生産性を支えるための技術基準に基づいていること	1. GAPに基づく作付けのためのSOPを有し、実施している。	(1)GAPをレファレンスとした作付けのためのSOPがある。	✓		✓	✓	満たしているSOPがある場合。 満たしていないSOPがない場合。
				(2) 作付け技術指針SOPには下記を含んでいること: (a) 作付けエリア面積の実績 (b) 現場の状況とプランテーション栽培のベストプラクティスに基づく作物の数と作付け間隔の規制 (c) 傾斜地の場合、テラス化	✓		✓	✓	
			2. 作付け実施記録を有している。	作付け年、種の出所、用地面積、ヘクタール当たりの作物数、肥料の利用、害虫疫病対策、除草剤、殺虫剤、農薬、殺菌剤データがある。	✓		✓	✓	満たしているデータがある場合。 満たしていないデータがない場合。
		2.3.4 泥炭地での作付け 泥炭地の自給農園でのアブラヤシの作付けは、環境機能を破壊しないように泥炭地の特性に留意しつつ実施が可能。	現行法規に準拠した泥炭地での作付けのための記録を有している。	(1) 現行法規に基づく泥炭地での作付け記録がある。 (農業大臣規程、政令2014年第71号、政令2018年第57号、環境林業大臣規程2019年第10号の準拠)	✓		✓	✓	満たしている文書がある場合。 満たしていない文書がない場合。
				(2) 泥炭の下の鈣質土壌層が、石英又は酸性硫酸土壌ではなく、腐植度が成熟(黒泥土)レベルの泥炭地。30%以上のエリアを保全のために作付けせず残す。(規程発効後に開墾した農園に有効)	✓		✓	✓	
				(3)現場の状況とプランテーション栽培のベストプラクティスに基づく作物数、作付け間隔規制記録がある。	✓		✓	✓	
				(4) 被覆作物記録がある。	✓		✓	✓	

				(5) 泥炭地からの二酸化炭素排出を抑制するための水管理システム(排水路)を作ることによる60-80cmでの地下水の高さ規制記録がある。	✓		✓	✓		
		<b>2.3.5 作物の維持</b> 作物の生産性を支えるための維持	1. 作物維持のためのSOPと作業指示書を有している。	(1) 植え替えを行うことにより所定の基準に基づく作物数データがある。	✓		✓	✓		満たしている 作物数データ、サークル維持、被覆作物維持文書がある場合。  満たしていない 作物数データ、サークル維持、被覆作物維持文書がない場合。
				(2) サークル維持記録がある。	✓		✓	✓		
				(3) 未収穫期の作物の被覆植物維持記録がある。 (a) 農園の衛生と雑草除去 (b) 施肥のレコメンデーションと実績 (c) 作物維持活動報告書	✓		✓	✓		
			2. 施肥と作物維持に関する記録を有している。	利用する肥料と農薬の種類と数量データがある。	✓		✓	✓		満たしている データがある場合。  満たしていない データがない場合。
		<b>2.3.6 害虫管理</b> 農家、農家グループ、協同組合は、環境の側面に留意しつつ、技術規定に基づく統合的害虫管理システムを適用した害虫管理観察を行っていること。	1. 統合的害虫観察・管理技術指針を有し、実施している。	(1) 統合的害虫管理、すなわち栽培技術、農園の清掃、天敵の利用(捕食寄生、捕食者、生物農薬)の機械的利用、限定的かつ賢明な農薬の利用を通じた害虫管理を保証する害虫管理指針SOPがある。	✓		✓	✓		満たしている SOPがある場合。  満たしていない SOPがない場合。
				(2) 利用する農薬文書があり、農業省農薬委員会に登録済み	✓		✓	✓		
			2. 技術指針に基づき、訓練を受けた人員(チーム)による害虫管理設備を有している。	(1) 害虫管理器具・化学剤保管スペースがある。	✓		✓	✓		満たしている 保管と農薬廃棄物処理スペースがある場合。  満たしていない 保管と農薬廃棄物処理スペースがない場合。
				(2) 環境への悪影響を最小限にするための技術指針に基づく農薬廃棄物処理のためのSOPがある。	✓		✓	✓		

		2.3.7 収穫 農家、農家グループ、協同組合が、収穫が適切な時期に正しい方法で行われていることを確認していること。	1. 収穫する果実が収穫に適した成熟果実であり、適切な時期に実施するための技術指針を有している。	(1) 労働者、施設、関連設備の準備記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 労働者の準備、成熟果実基準設定文書がある場合。  満たしていない 労働者の準備、成熟果実基準設定文書がない場合。
				(2) 技術指針に基づく収穫に適した成熟度と収穫サイクル基準の設定のためのSOPがある。	✓		✓	✓		
				(3) 収穫に適した成熟度設定基準のためのSOPがある： (i) 成熟していない(12.5%~25%の外側の果実が軸から外れている)、果実の色は赤みがかっている (ii) 成熟1 (26-60%の外側の果実が軸から外れている)、果実の色が光沢のある赤色 (iii) 成熟2 (61-75%の外側の果実が軸から外れている)、果実の色はオレンジ色	✓		✓	✓		
			2. 収穫実施記録を有している。	収穫計画、収穫記録、収穫物記録がある。	✓		✓	✓		満たしている 文書がある場合。  満たしていない 文書がない場合。
		2.3.8 果実の運搬 果実の破損を避けるために、農家が収穫した果房を直ちに購入者のところに運搬するようにしていること。	果房運搬技術指針を有し、実施している。	(1) 輸送機と関連設備のSOPがある。	✓		✓	✓		満たしている 輸送機と良質果房のためのSOPがある場合。  満たしていない 輸送機と良質果房のためのSOPがない場合。
				(2) 果実が破損、汚染、紛失から守られ、加工場に適切なタイミングで到着するためのSOPと記録がある。	✓		✓	✓		
				(3) 農園から加工工場まで距離がある場合でも果房の品質が変わらず良好である旨の記録がある。	✓		✓	✓		



3	環境、天然資源及び生物多様性の管理	3.1 火災の防止と対策 自給農家は各自の農園の火災防止と対策をしていること。	火災防止・対策指針に基づき周辺住民と最寄り関連機関と合同で火災防止・対策を実施している。	(1) 火災防止・対策メカニズム文書/指針/SOP	✓		✓	✓	✓	<p>満たしている 火災の起きやすいエリア情報を含む火災防止・対策と火災発生防止設備インフラの確保のためのSOP/メカニズム/指針がある場合。</p> <p>満たしていない 火災の起きやすいエリア情報を含む火災防止・対策と火災発生防止設備インフラの確保のためのSOP/メカニズム/指針がない場合。</p>
				(2) 火災の起きやすいエリアの情報を記載した文書	✓		✓	✓	✓	
				(3) 火災の発生を防止するための設備の確保	✓		✓	✓	✓	
				(4) 定期的な火災緊急時対応シミュレーションの実施	✓		✓	✓	✓	
		3.2 生物多様性の保護 自給農家は現行規程に基づき管理するエリアにおける生物多様性の保護と保全をしていること。	1. 当該エリアと農園周辺エリア及びプランテーション事業開始後の動植物の存在を把握している。	(1) 農園における希少動植物の特定計画と実績がある。		✓	✓	✓	✓	<p>満たしている 農園エリアで見つかった動物データがある場合。</p> <p>満たしていない 希少動植物データがない又は <b>原文ママのものは誤字脱字多数で翻訳不可、本当は下記のように書きたかったらしい</b> 保護希少動物を労働者、住民が飼育しているのが見つかった場合</p>
(2) 農園で特定された希少動植物の保護メカニズムがある。				✓	✓	✓	✓			
(3) 農家/農家の労働者が捕獲する希少動物がいない又は現行政令に基づき野生動物を飼育する農家がない				✓	✓	✓	✓			

			2. 農園とその周辺における動植物の存在記録を有している。	農園エリアで見つかった希少動植物リスト		✓	✓	✓	✓	<p>満たしている 農園とその周辺における動植物の存在記録がある場合。</p> <p>満たしていない 農園における野生動物と希少植物の存在記録がない又は記録はあるが最新のものではない場合</p>
4 透明性の適用	4.1販売と果房価格合意 果房が農民生産アプライ シ果房価格決定に準拠した 価格によりプランテーション 企業に販売されている。	1. 販売先毎に果房価格決定 チームが定めた設定価格に 基づく果房価格情報を有し ている。	農家のレファレンスとなる 政府からの果房価格情報 がある。	✓		✓		✓	<p>満たしている 果房価格情報がある場合。</p> <p>満たしていない 果房価格情報がない場合</p>	
		2. 果房価格と企業/工場 による購入実績記録があり、 農家、農家グループ及び/ 又は協同組合が定期的に モニタリングする、果房購 入価格決定のための価格 情報源がある。	(1) 果房価格と購入者、企 業、工場による購入実績記 録があり、農家、農家グ ループ及び/又は協同組合 が定期的にモニタリングす る、果房購入価格決定の ための価格情報源がある。	✓		✓		✓	<p>満たしている 果房価格記録、販売実績 文書、協力文書がある場 合。</p> <p>満たしていない 果房価格記録、販売実績 文書、協力文書がない場 合</p>	
			(2) 販売実績文書がある。	✓		✓		✓		
			(3) 両者と県/州の首長こ の場合プランテーション局 長が署名した、パートナ ーシップ協力契約文書があ る。	✓		✓		✓		
	4.2 データ・情報の提供 関連機関やその他のス テークホルダーに対する法 令で除外されている情報 以外のデータ・情報の提供	1. 情報サービスのため のSOP	情報要請受理と情報要請 があった場合のフォロー アップから構成される情報 サービスのためのSOP		✓	✓		✓	<p>満たしている 情報要請受理と情報要請 があった場合のフォロー アップから構成される情報 サービスのためのSOPが ある場合。</p> <p>満たしていない 情報要請受理と情報要請 があった場合のフォロー アップから構成される情報 サービスのためのSOPが ない場合</p>	

			2. 現行規定に基づくステークホルダーへの情報提供文書を有している。	ステークホルダーへの情報提供と情報要請があった場合のフォローアップの記録		✓	✓	✓	<p>満たしている ステークホルダーへの情報提供と情報要請があった場合のフォローアップの記録がある場合。</p> <p>満たしていない ステークホルダーへの情報提供と情報要請があった場合のフォローアップの記録がない場合</p>
			3. ステークホルダーからの情報要請に対する回答や情報サービス文書を有している。	ステークホルダーからの情報要請に対する回答や情報サービス記録		✓	✓	✓	<p>満たしている ステークホルダーからの情報要請に対する回答や情報サービス記録がある場合。</p> <p>満たしていない ステークホルダーからの情報要請に対する回答や情報サービス記録がない場合</p>
5 持続的な事業の改善	持続的なアブラヤシ生産工場を支えるためのアクションプランの振興と実施によるパフォーマンスの向上	持続的な事業の改善適用結果文書を有している。	(1) 改善措置実施ポテンシャル特定文書			✓	✓	✓	<p>満たしている 持続的なプランテーション事業改善活動に関連する記録がある場合。</p> <p>満たしていない 持続的なプランテーション事業改善活動に関連する記録がない場合</p>
			(2) 持続的なプランテーション事業の改善活動に関連する記録がある。			✓	✓	✓	

(注) 法的効力を有するのはインドネシア語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはインドネシア語の法令を参照してください。